HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | ドイツ民主共和国における教育と法：1958～1962年を中心に |
| Author(s) | 小出, 達夫 |
| Citation | 北海道大學教育學部紀要, 32, 151-188 |
| Issue Date | 1978-11 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/29188 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 32_P151-188.pdf |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

# ドイツ民主共和国における教育と法

## —— 1958～1962年を中心に ——

小出達夫

## Sozialistische Umgestaltung des Schulwesens in der DDR (1958–1962)

Tatsuo KOIDE

もくじ

1. ドイツ民主共和国の発展と時期区分 …… 151
(1) 反ファシズム・民主主義革命の時期 (1945～1949) …… 152
(2) 資本主義から社会主義への移行期 (その1. 1950～1957) …… 152
(3) 資本主義から社会主義への移行期 (その2. 1958～1962) …… 156
2. 移行期における学校教育制度の社会主義的変革 …… 160
(1) 社会主義的学校改革の前史 (1956～1958) …… 160
(2) 学校制度の社会主義的変革 (1958～1962) …… 163
3. 社会主義的教育法の形成と内容 …… 169
(1) 一般陶冶総合技術オーベルシューレ …… 171
(2) 学校の組織編成 (その1. 学校の内部組織) …… 173
(3) 学校の組織編成 (その2. 学校と父母協議会) …… 176
(4) 学校の組織編成 (その3. 学校と企業・LPG) …… 177
(5) 学校の教育課程 …… 179
(6) 教員の地位と権利 …… 180
(7) 学校と地方国家機関 …… 182

## 1. ドイツ民主共和国の発展と時期区分

小論の対象は，ドイツ民主共和国（以下DDRという）における資本主義から社会主義への移行期の最後の段階（1958年より1962年まで）での教育法制を分析・検討するものである。このテーマに入る前の基礎的作業として，小論の対象とする時期に至るまでのDDRの社会発展の時期区分を概観しておくこととしたい。

1963年初頭のドイツ社会主義統一党（以下SEDという）第6回大会は，DDRの社会発展史の中で明確な転換期を画しており，これを境としてDDRにおける資本主義から社会主義への移行期は終り，社会主義の全面的建設期に入る。この第6回大会は，社会主義の勝利（社会主義的生産関係が経済部門で支配的形態となる時期であり，社会主義的民主主義が支配的となる上部構造が体系的に形成された時期）を確認した記念すべき大会であり，したがってそれ以前の時期は，社会主義的変革期の時期として把握されるべき時期といってよい。SEDの

Dokumente をみる限り，1945年より1962年に至るこの時期は，およそ3期に区分される。1945年より1949年に至る5年間は，反ファシズム・民主主義的革命の時期であり，1950年より社会主義的変革期に入り，それより1957年に至るまでの時期が「社会主義の基礎の形成」期，1958年より1962年までが「社会主義の勝利」の時期（社会主義的生産関係が支配的となる時期）としておおよそ区分されている。

**(1) 反ファシズム民主主義革命の時期（1945年～1949年）**

1945年より1949年に至る5年間は，反ファシズム・民主主義革命の時期である。この変革期の政治的性格はブルジョア民主主義革命であり，その課題は，ブルジョア民主主義革命の「完成」である[1]。この過程で，「労働者階級は，反ファシズム・民主主義革命を組織し，帝国主義の基礎を排除した」[2]。同時に，この過程はポツダム協定の基本原則である反ファシズム・民主主義の実現過程でもあった[3]。革命の推進主体は，労働者・農民を中核とする広範な反ファシズム・民主主義勢力を結集した反ファシズム・民主主義ブロック（1945年7月結成）であり，政党レベルでみるとドイツ共産党（KPD），ドイツ社会民主党（SPD）を中心とし（両者は1946年4月に合同し，SEDとなる），キリスト教民主同盟（CDU），ドイツ自由民主党（LDPD）などをも加えた広範な統一戦線組織であった。また，この期における国家権力の階級的内容は，「革命的・民主主義的労働者・農民権力」である[4]。そして，この期の最後にドイツ連邦共和国（BRD）が「分離国家」として形成され（1949年9月），ついでソ連軍占領地区ではドイツ民主共和国が成立した（1949年10月）。

**註**

1) Über den kampf um den Frieden, für den Sieg des Sozialismus, für die nationale Wiedergeburt Deutschlands als friedliebender, demokratischer Staat (Beschluß des V. Parteitages). In: Dokumente der SED, Bd. VII, Dietz Verlag, Berlin 1961, S. 242.
2) Ebenda, S. 241.
3) 上杉重二郎「東ドイツと統一国家への展望」参照，岩波講座『現代』3，1963.
4) Dokumente der SED, Bd. VII, S. 241.

**(2) 資本主義から社会主義への移行期（その1. 1950年より1957年）**

DDRの建国後まもなく革命はその第二期に入る。1950年7月のSED第3回党大会および第1次5カ年計画（1951年～1955年）のはじまりとともに，社会主義への移行期がはじまる。SED第3回党大会の決議および第1次5カ年計画それ自体は，必ずしもこの移行期の開始を宣言してはいない[1]。この移行を明確に打ち出したのは，1952年のSED第2回党会議であった。しかし，たとえばのちのSED第6回党大会で採択されたドイツ社会主義統一党綱領（1963.1）にみられるように，DDRにおける「社会主義の基礎の創設」は1950年の第1次5カ年計画とともに始り，それと同時に「反ファシズム・民主主義的秩序は，労働者・農民権力，プロレタリア・ディクタツーラへとなった」[2]とされているのであり，小論では，DDRにおける社会主義への移行のはじまりを1950年とおさえておくこととする[3]。

1952年7月のSED第2回党会議は，その決議「今日の状況および平和・統一・民主主義・社会主義をめざす闘争の課題について」の中で，「社会主義の基礎の計画的建設」を政策課題として打ち出した[4]。決議はその第6で，「政治的，経済的諸条件と労働者階級および大多数の勤労者の意識は，社会主義の建設がDDRにおける基本的課題になるところにまで発展し

た」ことを確認し，かかる現状認識に立って，「国家権力の人民民主主義的基礎」の強化，「社会主義の経済的基礎の創出」を中心とする諸課題を提起した[5]。そしてこの段階で，実践的に資本主義から社会主義への移行期の開始が明確となり，それに沿う政策があいついで出されることとなった。

しかし，第1次5カ年計画および第2回党会議で示された社会主義への道は，決して順調なものではなかった。1950年末のNATO理事会によるBRDの再軍備の承認，1951年のパリ三国外相会議，1952年のボン協定から54年のパリ協定に至る過程は，冷戦の激化とドイツをめぐる平和の危機を著しく高め，DDR国内の経済建設，社会主義の基礎の創出を困難にした。加えてドイツの分割は，DDRにおける経済発展の不均衡をその当初からもたらしており，財政的投資は経済の基幹部門（製鉄，製鋼，電気，褐炭，造船など）および防衛に集中せざるを得ず，住民の生活必需品，住宅，都市建設などの諸部門の発展・復興は遅れた。また，イデオロギー分野においても，移行期における「階級闘争の法則的先鋭化」といった誤った見解が「左翼主義的強調」(linke Überspitzungen) を助長し，それとあいまって，SEDと労働者階級・国民との結合を弱めることともなり，1953年の6月事件の挑発を許すこととなった[6]。

SEDは，このような事態の中で，1953年6月に第1次5カ年計画を一部修正し，重工業・重機械製作工業重点主義から生活必需品の生産に比重を移すところの「新コース」(der neue Kurs) の政策に移行した[7]。1954年3月末から4月はじめにかけてのSED第4回党大会は，「新コース」の政策をひきつぎ，エネルギー生産，褐炭の供給の向上，化学工業の建設が経済の不均衡を克服するための基本課題であるとし，これを基礎に大衆必需品の生産の向上，住宅建設の強化，農業の発展などを強化する方針を打ち出した[8]。同時に当面する発展を困難にしている要因のひとつとしての国家機構内部の形式主義的，官僚主義的傾向や，生産サボタージュその他の破壊行為を克服するため，人民民主主義的権力の一層の強化を，勤労人民のイニシアティブの開放を基軸として，提起した[9]。

「新コース」の政策の実施過程で「左の強調」は一貫して正されることとなったが，他方「新コース」とかかわって「振子は，我々の活動の多くの分野で右に振られることとなった」[10]。労働生産性の向上以上の平均賃金ののび（1954年においては労働生産性ののびが6.6%であるのに比し，平均賃金は10.9%の上昇となった）がみられ[11]，対外貿易の不振（特に燃料，原材料，半製品の輸入減）による工業生産の絶対額の低下（1954年以降）を惹起した[12]。農業においても農業生産協同組合（LPG）の発展は遅れた（1954年～1957年）[13]。さらに，「新コース」に対する誤った理解とかかわって，「楽観主義・修正主義」があらわれ[14]，この傾向は1956年のポーランド事件，ハンガリー事件により一層強まり，1956・7年には党内外での修正主義との闘争が重大な課題となるに至った。

第1次5カ年計画は，以上の如きさまざまな阻害要因をはらみながらも，その基本的課題については1956年までに一応達成することができた[15]。SED第4回党大会（1954年）は，第2次5カ年計画の作成を中央委員会に委託した。1956年3月のSED第3回党会議は，この課題にこたえて開催された。党会議は，「帝国主義の敵の激しい攻撃のもとで，わが党の一般方針の修正主義的歪曲のすべての試みとの闘争の中で，またすべての教条主義的あらわれを除去するための体系的措置をとる」なかで開催され[16]，「ドイツにおける平和の確保，統一ドイツの実現，社会主義の建設」のための「最善の道」を明らかにする目的をもって開かれ，この目的を実現する「鎖の環」を「DDRの政治的・経済的強化」に求めた[17]。

SED 第3回党会議は第2次5カ年計画の基本方針を確認した。それは，1960年の指標として（1955年比），工業生産155%，農業生産122%，国民所得145%を目標値とするもので，その実現の基礎を工業生産における変革（生産設備・装置の機械化・自動化など最新の技術を基礎とする変革）に求めた。また，そこでは，社会主義建設における中間層（中小企業経営者，個人経営商業など）の位置づけが明確となった[18]。

しかし，これらの基本方針はその後ただちに実現されたわけではない。それには，1956・57年における修正主義との闘争とその克服を経なければならなかった。生産が回復しだしたのは1957年に入ってからであり，また第2次5カ年計画法が人民議会を通過したのは，計画年次のなかばをすぎた1958年1月であった。1957年10月の第33回 SED 中央委員会総会は，上記5カ年計画の基本方針の一部を修正するとともに[19]，この間の生産の停滞や数度にわたる計画の変更の要因が他の社会主義諸国における計画の変更に伴う輸入減にあったことを明らかにしている[20]。

全国的規模での修正主義との闘争を終えた1957年末より1958年にかけて生産は回復した。都市中間層の社会主義建設への参加は急速に増大した[21]。工業生産総額も56年の28億DMから57年の38億DMへ増加した[22]。LPG への農民の結集も57年末より58年にかけて強化された[23]。また，諸経済セクター中にしめる社会主義セクターの比重も強化された[24]。

かくして，SED 第5回党大会（1958.7）は，「ドイツ民主共和国において，その上に社会主義的建物が建てられるところの社会主義の確固たる基礎が創出された」ことを確認するに至った[25]。第5回党大会は，社会主義の経済的基礎の建設を課題とする移行期における前半の過程の終結を確認し，それ以降の「社会主義の勝利の時代」[26]（社会主義的生産関係が全経済諸部門で支配的となる時期，ならびにそれに照応した上部構造の体系的形成期）に移行することを明らかにしたのである。

## 註

1) SED 第3回党大会決議「当面する状況とドイツ社会主義統一党の課題」の中では，社会主義的変革がそれとして日程にのぼってはいない。むしろそれまでの反ファシズム・民主主義革命の継続，労働者階級の階級的統一の強化，農民・都市中間層（資本主義セクターに属する手工業者・企業家・知識人）との同盟の一層の強化を基軸とする反ファシズム・民主主義ブロック政策の欠陥の克服と，ドイツ民主主義国民戦線（National Front der demokratischen Deutschland 以下 NFDD という）の拡大・強化を政治課題の中核に位置づけている。「現在の課題は，反ファシズム・民主主義ブロックや NFDD に結集したこれらの力の統一を一層強化し，活発化することにある。」(Dokumente der SED, Bd. III, Dietz Verlag, Berlin 1952, S. 100.)。また，経済的にはそれまでの2カ年計画の継続・発展，平和経済の一層の強化を内容とする「ドイツの平和経済の発展のための5カ年計画」の提唱がその中心的政策となっている (Vgl. ebenda, S. 114.)。また，同じ第3回党大会での決議「DDR の国民経済の発展に関する5カ年計画（1951～1955）」は，この計画を「平和経済の発展と，それを基礎とする民主的ドイツの統一」としておさえており (Ebenda, S. 131.)，同じく党大会で採択された「ドイツ国民へのアピール」(Manifest an das deutsche Volk) では，「5カ年計画は一層の急速な平和経済の発展を意味する」と記しており，そこには社会主義経済への移行の課題は明らかにされていない (Ebenda, S. 184.)。

2) Programm des SED. vom 18, Januar 1963, In: Dokumente der SED, Bd. IX, Dietz Verlag, Berlin 1965, S. 190 f.

3) 上杉重二郎教授は，DDR における社会主義の建設は1959年の DDR の建国とともに始まるとされている（上杉『東ドイツの建設』北大図書刊行会 1978, S. 104.)。この点，1963年 SED 党綱領でも，「DDR の建設とともに，そして社会主義革命への移行とともに，国家権力の社会主義的性格が現われた」とし

ているので，かかる把握が歴史的規定として厳密といえるかもしれない。しかし，他方この綱領は，「社会主義の基礎の創設は，最初の5カ年計画とともにはじまった」とも記している。後者の規定は，その経済的側面からみたものであり，前者のそれはどちらかというと国家権力の政治的側面からみているので，このような時期区分の差異が生じてくるのかもしれない。今後の検討課題としたい。また，DDRの社会発展史を，反ファシズム・民主主義革命から人民民主主義革命へ，そして人民民主主義革命の社会主義革命への成長転化といったかたちでみることが可能なのか，或いはそうみるとどのように時期区分ができるのか，などについても今後の検討としたい。

4) Dokumente der SED. Bd. IV, Dietz Verlag, Berlin 1958, S. 70.
5) Ebenda, S. 72.
6) Vgl. Protokoll der Verhandlungen des V. Parteitages der SED, Bd. II, Dietz Verlag, Berlin 1959, S. 1472 f.
7) 1954年の第4回党大会で，W. Ulbrichtは，「新コースの意義は，ドイツ分割により不可避であった重工業，重機械製作の発展テンポをある程度今後緩和する点にある。このことにより大衆必需品の生産に，より多くの資金がふりむけられるであう」とのべている。
Vgl. Protokoll der Verhandlungen des IV. Parteitages der SED. Dietz Verlag, Berlin 1954, S. 80.
8) Vgl. ebenda, S. 81.
なお，生活物資の供給政策，生活向上政策は，名目賃金の引き上げによってではなく，商品価格の低下（生産性の向上）による政策で遂行することが強調されている（第5回党大会中央委員会報告，Vgl. Protokoll der Verhandlungen des V. Parteitages der SED. Bd. II, S. 1467.)
9) Vgl. Protokoll der Verhandlungen des V. Parteitages der SED. Bd. II, S. 1418.
10) Ebenda, S. 1473.
11) Vgl.ebenda, S. 1476.
12) Vgl. ebenda, S. 1474. 工業生産額の低下は，1954年36億DM，1955年34億DM，1956年28億DMと減少している。
13) Vgl. ebenda, S. 1522, S. 1524.
14) Vgl. ebenda, S. 1473.
15) 第1次5カ年計画の達成状況をその基本的指標でみると，基準年度比（1950年）で，工業総生産は189.6%，農業総生産は144%，国民所得は170%となっており，労働生産性は人民所有工業で54.4%増大し，平均賃金は48%上昇し，生産物の原価は20%引下げられた（金鍾碩『東ドイツ経済の構造』ミネルヴァ書房 1973, S. 78 f)。また，全工業生産高中の社会主義セクターの比重は85.4%であり，金属生産，金属冶金工業では基準年度比で240%となった。住民の実質所得は，50年比で2.2倍となった。(Vgl. Protokoll der Verhandlungen des V. Parteitages der SED. S. 1468.)
16) Ebenda, S. 1418.
17) Vgl. Vor der 3. Parteikonferenz der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. „Einheitt", Heft 3/1956, S. 209.
Vgl. Die Bedeutung der 3. Parteikonferenz der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. „Einheit", Heft 4/1956, S. 309.
18) 都市中間層の社会主義建設への参加方式は，手工業者のばあいは生産協同組合へ，私的小売商業のばあいは委託販売契約（Kommissionsverträge），私的企業のばあいは企業への国家参加（staatliche Beteiligung）方式をとおしてなされる。
Vgl. Protokoll der Verhandlungen des V. Parteitages der SED. S. 1470.
19) 第2次5カ年計画はその初年度（1956年）において未達成状況となり，第33回SED中央委員会総会で修正され，工業生産の増加率は55%から34%に（年平均6.6%），労働生産性の増加率は50%から33%に，農業生産については22%から17.3%に引き下げられた（金・前掲書 S. 85 参照)。
20) Vgl. Protokoll der Verhandlungen des V. Parteitages der SED. Bd. II, S. 1474.
21) Vgl. ebenda, S. 1470.
22) Vgl. ebenda, S. 1474. 工業生産の成長率でみると，1956年6.2%，57年7.7%，58年11%，59年12%となる（金・前掲書 S. 169 参照)。

23) Vgl. ebenda, S. 1527. 右表より工業に比して農村における社会主義セクターの比率がこの時点まではかなり低いことがわかる。しかし，1954年より1957年にかけての農業生産の状況を，LPG 農民と個人経営農民との対比でみると，この間に畜産ののびは LPG 126.9%，個人農家 105.0%，ミルク生産では，LPG 137.6%，個人農家 120.4%，タマゴでは LPG 172.4%，個人農家 122.5% となっており，LPG の優位性が明確に現われている。

| | LPG の数 | 構成員 | 全農業利用面積に占める割合 |
|---|---|---|---|
| 1954. 3 | 4,775 | 133,291 | 11.8% |
| 1956. 3 | 6,157 | 207,138 | 21.4 |
| 1957. 12 | 6,691 | 229,026 | 25.2 |
| 1958. 5 | 7,780 | | 29.0 |

24) この期の経済セクターは，(1)人民所有セクター，(2)半国家的セクター，(3)協同組合的セクター，および(4)私的セクターにわかれる。このうち，(1)および(3)は社会主義セクター，(4)は資本主義セクターであり，(2)はその中間に位置するといってよい。国民経済の全生産高に占める社会主義セクターの比重は，1950年 58.8%，1955年 71.7%，1957年 74.8% となっており，逆に資本主義セクターは，1950年 41.2%，1957年 25.2% と縮少している。工業生産高だけでみると，社会主義セクターの比率は 1950年 76.5% から 1957年の 88.5% に増加している (Vgl. Protokoll der Verhandlungen des V. Parteitages der SED, S. 1469.)。また，手工業者の生産協同組合への参加数は，1958年に急増する (組合数でみると，1958年1月の 295 から同年6月の 783 となる)。私企業に対する国家参加の契約数は，1958年4月には 646 におよび，契約申し込みが 834 となっている。私的小売商業との委託販売契約は，1956年に 53 であったのが，1958年4月には 3,536 にまでなっている (Vgl. ebenda, S. 1470.)。

25) Ebenda, S. 1421.
SED 第5回党大会決議「平和・社会主義の勝利および平和的・民主的国家としてのドイツの国家的再統一のための闘争に関して」の中においても，「DDR の社会経済構造は，労働者階級，農民，他の勤労諸階層のおかげで，社会主義の基礎が本質的に創出されたことを示している」とのべている (Vgl. Dokumente der SED, Bd. VII, S. 249.)。

26) 1959年11月1日の7カ年計画法の中で，「SED 第5回党大会とともに，ドイツ民主共和国は，社会主義の勝利の時代に入った」ことが確認されている (Gesetzblatt der DDR. Teil 1, Jg. 1959, S. 705.)。

### (3) 資本主義から社会主義への移行期（その2. 1958年～1962年）

1958年7月の SED 第5回党大会は，決議「平和・社会主義の勝利および平和的・民主的国家としての再生ドイツの為の闘争に関して」を採択した。決議は，DDR におけるそれまでの社会発展を総括した上で，移行期の「完成」を課題とする各分野の政策を明らかにした。それは社会主義的民主主義を政治・経済・文化の各領域で制度的に確立することを目的としており，社会主義的生産関係の確立とそれにみあった上部構造の体系的形成・確立を意図したものであったといえる[1]。

政治的にはすでに1957年はじめより社会主義的民主主義を中央・地方の国家権力レベルでおしすすめる改革が始っていた。1957年1月の「国家権力の地方機関に関する法律」[2]，「地方人民議会に対する人民議会の権利および義務に関する法律」[3]，1958年2月の「DDR における国家機構の活動の改善 (Vervollkommnung) と単純化 (Vereinfachung) に関する法律」[4] などがそれである。決議はこれらの法律をうけて，更に，国民経済の統一的発展を保障する中央での計画・管理活動を強化し，国家および経済の管理への勤労人民のより一層広範な参加を保障し，地方の国家機関には「より大きな権利を付与し，過渡の集中を排除し，底辺におけるイニシアティブのより大きな開放を可能」にし[5]，生産活動の管理を生産点にもっとも近いところ（企業・郡・県など）に移行することを強調した。また，国家・経済の計画・管理活動への労働組合の参加権を中央・地方レベルで強化する方針を明確にした[6]。

政治過程におけるこのような展開は，第5回党大会以降も強化され，国家の政治・行政機構に関する立法活動は更にすすめられた。「県評議会付設経済委員会および郡評議会付設計画委員会の設置・任務に関する命令」(1958. 2)[7]，「閣僚会議による地方評議会の管理規則に関する決議」(1958. 7)[8]，「閣僚会議法」(1958. 12)[9]，「ラント議会廃止法」(1958. 12)[10]，「国家計画委員会規則に関する政令」(1959. 11)[11]，「国家評議会設置法」(1960. 9)[12]，「地方人民議会とその機関の任務・活動様式に関する規則」(1961. 6)[13] などが，あいついで制定された。

また党大会は，「生産力の組織者・意識的助成者」としての労働者の権利，「新しい諸関係の社会主義的形成者」としての労働者の権利を強化し，「新しい社会主義的諸関係，人間と人間の間の社会主義的諸関係を強化し，守り，発展する」ところの社会主義的権利の強化・発展の方針を明確にした[14]。この方針は，1961年の労働法典として体系化されたが，それ以外にも人民所有法，社会主義経済法，LPG法，刑法，民法，家族法などの分野で提起され，逐次立法化されるところとなり，移行期の最終段階での体系的立法活動がおしすすめられることとなった[15]。更に党大会は，これらにかかわる理論戦線の分野においてもいくつかの課題を提起しており，なかんずく，移行期における国家と法の理論の形成に大きな注意を払うようよびかけた[16]。

第5回党大会が経済領域で提起した主要課題は，1961年までに国民1人あたりの生活手段，消費財で西ドイツのそれに追いつき，追いこすことにおかれ，この課題は1956年2月のソ連共産党第20回大会以降明確となった平和共存の国際的闘争の構成要素として位置づけられた。この課題の「解決の鍵」はいうまでもなく労働生産性の向上に求められ，最新の科学・技術の成果の生産への適用，社会主義的競争の一層の発展，社会主義的生産関係の完成が，重点的個別課題として提起された[17]。個別のVVB（人民所有企業連合）単位での生産の再編集中化，機械化，オートメ化，科学者・研究者・技術者・労働者の間の「社会主義的協業」(sozialistische Gemeinschaftsarbeit) の確立，管理者の管理責任の強化，労働組合の生産管理に対する諸権利の強化（団体協約の履行の実施・監督，生産協議会・生産委員会 (Produktionsausschüße) への参加と責任の分担，社会主義競争の組織化の責任分担），国家計画委員会・VVB・県経済評議会・郡計画委員会など中央・地方を通しての経済の計画・管理の民主的集中制の強化などにかかわる一連の施策が提起され，実施されていった。これらの政策は，「我々の国民経済の計画，管理における労働者階級その他全ての勤労者の創造的・意識的参加 (Mitwirkung) は，社会主義の勝利のための決定的な前提である。特に，労働組合の代表は，中央，VVB，県，郡，企業における計画活動に参加しなければならない」という基本視点で貫かれている[18]。

1959年10月に，「ドイツ民主共和国の国民経済の発展のための7カ年計画法」[19] および付属決議「DDRにおける最重要企業，工業，土木，運輸，通信ならびに大商業 (Großhandel) の部門の社会主義的再構成に関する方針」が制定され[20]，第2次5カ年計画は7カ年計画（1959年～1965年）へと移行した。計画は目標年次までに，工業総生産188%，労働生産性185%，国民所得を63 Mrd DM（1958年）から100 Mrd DMへ，商品供給高を39.6 Mrd DMから66.0 Mrd DMへ，実質賃金を160～165%へと，それぞれ増大をみこみ，そのほかにも，工業生産の技術・品質における世界的水準の達成，社会主義的大規模農業の発展，社会主義的大工業の全面的再編成，生産組織の社会主義的強化（社会主義的労働ブリガード，社会主義的労働共同体・社会主義的研究共同体などの強化），生産投資の増大，教育・職業訓練の全システムの抜本的改善と10年制総合技術オーベルシューレの導入，などをもりこんだものであった。

ところで7カ年計画の実施状況を1957年比でみると，工業総生産 58.5 Md DM から 80.1 Md DM (1962) へ 37.1% 増，労働生産性の向上は 26.3% 増 (1961)，労働者の平均賃金は 17% 増 (1961)，小売販売高は 27% 増 (1962年) となり[21]，また国民経済諸部門の増大でみると，1962年末現在で，工業 133.0%，建設業 144.7%，手工業[21] 118.4%，農林業 108.9%，運輸 119.2%，商業 118.5% となっている[22]。

以上の数値をみるとわかるように，7カ年計画の実施状況は1961・62年の時点では，計画目標数値に比較し遅れをとっている[23]。その最大の要因は，西ドイツ政府の DDR に対するもろもろの妨害行動であった。DDR の労働者，Fachkader などの組織的な大量ひきぬき (der organisierte massenhefte Menschenhandel)，60年12月の両ドイツ間の通商協定の一方的破棄などは[24]，1960・61年の DDR の経済的諸課題の遂行を阻害し，その解決を延期せしめた。かかるボン政府の経済撹乱工作を防止し，西ドイツへの「経済的依存」を克服し，国境を確保する措置 (1961年8月13日の反ファッショ防壁 antifaschistische Schutzwall の構築) をとるためには計画外の支出を不可避とした。

1961年3月の第12回 SED 中央委員会総会は，この事態に対応して7カ年計画の一部を修正した[25]。それは，7カ年計画の基本路線を変えるものではなく，かかる事態の中で更に具体化し，強化するものであった。労働生産性の向上，自己コストの低減，経済の計画と管理の水準の一層の高度化，中央の計画作成能力の強化，地方および生産点における管理能力の強化と責任の増大，全勤労者のイニシアティブの開放，生産の科学技術水準の一層の発展，生産の標準化・規格化，専門化・集中化の向上，など7カ年計画が当初示した諸課題を具体化し，実現に移していった。また61年7月の第13回総会の決議にもとづき，中央の計画管理機構の再編強化が図られ，国家計画委員会は，展望計画・国民経済の年度計画など教育・文化をも含む基本計画の作成ならびに科学技術の重点施策の立案にその活動を集中し，これとは別に国民経済会議 (Volkswirtschaftsrat) を新設し，工業の作戦的管理 (operative Leitung) にあたらせることとした (両者ともに閣僚会議の付設機関)[26]。ここに，これら二つの機関と，県における経済会議 (Bezirkswirtschaftsrat)，郡における計画委員会 (Kreisplankommission) の四者による全国的な経済建設の計画・管理機構のシステムが形成されることとなった。

他方，農業における社会主義的変革は，この期に決定的な発展をとげた。1959年1月の第14回 SED 中央委員会総会は，全ての LPG に対しそれぞれの実際的な展望計画 (Perspektivplane) を全農民・住民と協議して作成し，勤労農民を地方の国家機関の管理活動に広範にひき入れる方針を提起した。ついで，1959年2月の LPG 議長・活動家第6回会議は，全農民を LPG に結集する際にみられる国家諸機関の欠陥を指摘し，ついでこの会議の決議は Musterstatuten (基準規則) として閣僚会議が承認し，1959年6月には，人民議会が農業生産協同組合法 (LPG Gesetz) を制定するに至った。かかる経過の中で，1960年には農村の全ての農民が LPG に結集することとなり，移行期における農村での最大の課題がここに実現することとなった。1960年12月の第6回ドイツ農民会議 (Deutsche Bauernkongreß) は，以上の成果を確認した[27]。

かくして，1958年より1962年までの飛躍の時期において，社会主義的生産関係は DDR の経済諸部門において支配的形態となるに至った。工業においては，1961年1月段階で，社会主義的企業 88.8%，半国家企業 8.2%，私企業 3.1% となり，私企業の占める比率は極めて低いものとなった。手工業部門では，手工業生産協同組合 (PGH) への参加率は，1958年 7.0%

であったのに 1961 年には 33.0% へと増大した[28]。農村においては既にみたように 1960 年にはすべての農民が LPG により組織された。委託販売契約を結んでいる私的小売商業の経営数は，1958 年の 9,141 から 61 年末の 21,059 に増大するに至った[29]。

1963 年 1 月の第 6 回 SED 党大会は，DDR における資本主義から社会主義への移行期の終結を明らかにし，社会主義革命の勝利を宣言する大会となった。W. Ulbricht は，大会での中央委員会報告の冒頭で，「この間において（第 5 回党大会より第 6 回党大会までの間—筆者註）ドイツ民主共和国における社会主義的生産関係は勝利した」，「社会主義的生産関係の勝利にとって，全農民の農業生産協同組合への移行は決定的意義を有した」，「西ドイツ，両ベルリンとの間の開かれた国境により社会主義の経済法則を完全に活用することを我々に妨げていたところの障碍は，1961 年 8 月 13 日の措置によって克服された」，「祖国・平和・社会主義！我々は，勝利した！」と宣言した[30]。同じ党大会において採択された SED 党綱領の中においても，「ドイツ人民における新しい時代が始った。社会主義の時代である」，「この新しい社会においては，„全ては国民とともに，全ては国民によって，全ては国民のために“ という基本原則が価値をもつ」，「この綱領の偉大な目的は，ドイツ民主共和国における社会主義の完全で，全面的な建設である」とその冒頭に記しており，ここに移行期は終り，社会主義の全面的建設期（「社会主義の時代」）のはじまりを明確にしたのである[31]。

## 註

1) Vgl. Dokumente der SED. Bd. VII, Dietz Verlag, Berlin 1961, S. 232.
2) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik. Teil I, Jg. 1957, S. 65.
3) Ebenda, S. 72.
4) GBl. Teil I, Jg. 1958, S. 117.
5) Dokumente der SED. Bd. VII, S. 253.
6) Ebenda, S. 254 f.
7) GBl. Teil I, Jg. 1958, S. 138.
8) Ebenda, S. 617.
9) Ebenda, S. 865.
10) Ebenda, S. 867.
11) GBl. Teil I, Jg. 1959, S. 919.
12) GBl. Teil I, Jg. 1960, S. 505.
13) GBl. Teil I, Jg, 1961, S. 51.
14) Dokumente der SED. Bd. VII, S. 254 f.
15) 社会主義経済法は 7 カ年計画法 (1959. 10) として，LPG 法は 1959. 6 に，家族法は 1965. 12 に制定された。教育法の分野では，「学校制度の社会主義的発展に関する法律」(1959. 12)，「一般陶冶学校における確固とした秩序の確保に関する政令」(1959. 11)，「一般陶冶学校における父母協議会に関する政令」(1960. 1)，「教員の権利と義務に関する政令」(1962. 9) などがあいついで制定された。
16) Vgl. Dokumente der SED. Bd. VII, S. 258.
17) Vgl. ebenda, S. 259.
18) Vg. eblenda, S. 262.
19) GBl. Teil I, Jg. 1959, S. 703.
20) Ebenda, S. 745.
21) Vgl. Protokoll der Verhandlungen des VI. Parteitages der SED. Bd. IV, Dietz Verlag, Berlin 1963, S. 86 f.
22) 金　鍾碩『東ドイツ経済の構造』ミネルヴァ書房, 1973, 88 ページ.

23) たとえば国民経済への国家投資は1958～61年に65億DMをみこしたが，実際は33億DMであり，その結果基本資材工業，機械製作工業ではその課題を達成できなかった。又国民所得のうち消費部分は81%に達し，その結果蓄積にまわす部分は少く，国民所得ののびが119.3% (58～61年) であったにも拘わらず，蓄積フォンドののびは105.3%に終った。
Vgl. Protokoll der Verhandlungen des VI. Parteitages der SED. Bd. IV, S. 88 f.
24) Vgl. ebenda, S. 88 f.
25) Vgl. ebenda, S. 91.
26) Vgl. ebenda, S. 52.
27) Vgl. ebenda, S. 53 ff.
28) Vgl. ebenda, S. 157 ff.
29) Vgl. ebenda, S. 161.
30) Vgl. ebenda, S. 5 f.
31) Dokumente der SED. Bd. IX, Dietz Verlag, Berlin 1965, S. 171 ff.

## 2. 移行期における学校教育制度の社会主義的変革

### (1) 社会主義的学校改革の前史 (1956年～1958年)

ドイツ民主共和国における教育制度の改革は，1945年以降のソ連軍占領地区における反ファシズム・民主主義学校改革に始る。しかし，ここでの検討対象は移行期における学校教育制度の社会主義的変革におかれるので，反ファシズム・民主主義学校改革の検討は別の機会にする[1]。

DDRにおける学校制度の社会主義的変革が開始されるのはいつの時点であろうか。のちにふれるように，1950年にはじまる移行期の開始とともに学校制度の社会主義的変革がはじまるわけではない。この時点での学校改革の中心課題は「民主的学校改革」の推進というかたちで提起されており，政策課題として学校制度の社会主義的変革が提起されるのは，更におくれて1956年のSED第3回党会議 (1956年3月) においてであった[2]。

SED第3回党会議において，W. Ulbrichtは「我々は，この第2次5カ年計画の間に一般陶冶学校において教育活動のより高い発展と，総合技術授業への移行を達成することを願っている」とのべ，学校の社会主義的変革に関する諸課題を明らかにした[3]。「陶冶制度 (Bildungswesen) の社会主義的変革——授業と社会主義的生産，学校と社会主義的社会の生活との結合などによる訓育・陶冶制度の著しい強化——は，1955･56年には我々の広範な社会主義建設の死活の問題となっていた」のである[4]。党会議は，これをうけて，教育と社会主義的生産との結合，学校および学校改革に対する労働者階級の影響力の強化，総合技術教育の導入，10年制普通義務教育学校への移行 (1965年までに)，そのためのMittelschuleの就学者の拡大，学校管理における校長，教師の個人責任原則の強化，教員組合活動の強化，などの基本課題を明らかにした。ここで問題とされた中心課題は，教育実践と生活との遊離，教育科学と生活との遊離の問題を実践的にも，教育の管理・組織の点においてもどう克服するか，学校制度の発展テンポの遅れをどう克服するか，ということであった。この課題の解決のために，W. Ulbrichtはこの問題をめぐっての広範な国民的規模での討議・批判・論争を提起した[5]。

1956年5月の第5回教育会議 (der V. Pädagogischekongreß) は，この国民的規模での教育論争の契機をなした会議であり，国民教育制度の社会主義的変革の展望を打ち出すことを主要課題とする会議であった[6]。しかし会議はこの課題にじゅうぶんこたえ得るものとならなか

った。SED が「学校制度の発展テンポの遅れ」の克服策の中心に位置づけた総合技術教育は時期尚早とされた[7]。会議の作成した勧告は，当面する学校改革を「民主的学校改革の一層の推進」というかたちでおさえ，「社会主義的学校改革」という用語は使用されなかった[8]。「第5回教育会議は，学校制度の社会主義的変革への拘束力のある綱領を作成することをしなかった」[9]。

この背景には，1956・7年において顕著であった修正主義の社会的潮流があり，それが学校教育の分野においても例外でなかった，という事態があった。1956年末には，学校教育の分野で修正主義との闘争は先鋭化し，1957年の学校政策の主要課題は「学校制度の社会主義的展望を明らかにし，修正主義をたたくこと」におかれた[10]。修正主義との闘争は，学校教育の社会主義的変革の実践と表裏の関係をなした。

この闘争と修正主義の克服は，1958年4月の SED 学校会議 (Schulkonferenz) までに終った。学校会議は，この闘争が「最後まで遂行されたこと」，およびこの過程で社会主義的学校変革への「創造的，前進的活動の道が明示されたこと」を確認した[11]。この過程で，第3回 SED 党会議が打ち出したところの，社会主義的生産と結合した総合技術教育に関する多様な教育実践が生み出された。工場，LPG の生産活動への生徒の参加（生徒生産ブリガード，定期的な Betriebsentsätze など），生産授業日 (Unterrichtstag in der sozialistischen Produktion) の設置，県・郡単位での実験学校などを通して，労働者・農民と教師集団との共同実践が多様に展開され，これらの経験の蓄積は，「学校制度の社会主義的変革への広い道を具体的に仕上げ」，同時に「修正主義のテーゼは実践の中で否定され」るに至った[12]。

1958年の SED 学校会議は，1956年以降各地で多様に進められた学校の社会主義的変革の経験を集中し，一般化した[13]。会議は，第3回党会議以降の教師と労働者・農民との共同の実践の中で「普通教育学校の社会主義的変革への創造的過程」があらわれ，この過程がすでに始ったことを確認した。また，会議は，「社会主義建設の仕事を遂行し，完成する能力と用意のあるすぐれた社会主義者を教育すること」が，教師の任務になっているところにまで社会発展の段階がきていることを確認した[14]。

この SED 学校会議は，その直後の SED 第5回党大会 (1958.7) の準備過程に位置づく重要な会議となった。既述したように，第5回党大会を境として DDR の社会発展は，「社会主義の勝利の時代」，社会主義的生産関係が支配的形態となる時期に入る。そこで要求されていた課題は，最新の科学・技術を基礎とする生産力の飛躍的発展，社会主義的生産関係の確立，社会主義的民主主義の全生活領域での確立にあった。この課題は，国民1人1人の陶冶・訓育水準の一層の高度化なしに達成されえない課題であった。学校会議は，この自覚に立って，「全ての生徒に社会主義的意識と，労働および労働者への高い尊敬を発展させることを目的とする総合技術的陶冶・訓育の実践」を最重要の課題として明確にした[15]。

第5回大会は，第4回大会以降の教育・文化・イデオロギー分野での総括をし，「(この間に) イデオロギー・文化の分野において，新しい地位が高められることはできたが，なお全体として社会主義建設の要求の背後に明白に後退した」[16] (中央委員会報告) ことを確認し，学校教育の分野でも，それが「DDR における社会発展と同一歩調をとっていないこと」，「テンポの喪失 (Tempoverlust)」が存在すること[17]，などにふれ，これらの状況の克服の転機は1957年1月末の第30回中央委員会総会以降みられたが[18]，なお依然として学校と社会主義建設との結合が当面する最大の課題であることを明確にした。「ドイツ民主共和国における社会主義

の建設は，一般陶冶学校の陶冶・訓育活動の新しい，より高い質を要求している。それは，一般陶冶学校の社会主義的学校への発展によってのみ可能となることである」と，大会における中央委員会報告はのべた[19]。生徒の社会主義的意識・態度の形成，全生徒の陶冶水準の向上，生徒の科学的陶冶と社会主義的訓育の形成の方法，学校と社会主義建設との結合の多様な諸関係の形成が，ここでは問題となったのであり，この点で，それ以前の「民主的学校改革」とは異質の変革が推進される段階に入ったのである。1958年11月の人民議会の選挙において，NFDD (Nationale Front des demokratischen Deutschland) は，„Plane mit, arbeite mit, regiere mit!" を選挙スローガンの中心に掲げた。党大会が確認した学校の社会主義的変革の課題は，まさにこのスローガンに示されているところの能力をもった人間の陶冶・訓育の実現であったといえる。大会が明らかにした学校の社会主義的変革の核心的課題は，次の二つに集約される。ひとつは，総合技術教育の体系的導入であり，他のひとつは「労働および労働する人間への愛情を育てる訓育」であり，それ以前の「民主的学校改革」では解決しえなかった学校と生活との結合の解決策がこの二つの課題に集約されたのである[20]。

第3回党会議 (1956) とそれ以降の修正主義との闘争とその克服の時期，SED 学校会議 (1958) および第5回 SED 党大会 (1958) は，ドイツ民主共和国の学校制度の発展史にとって歴史的転換の過渡期（民主的学校改革から社会主義的学校改革への）をなす時期であったといえ，1958年移行の社会主義的学校改革の本格的展開の直接の前史をなす時期であった。

## 註

1) Karl-Heinz Günther および Gottfried Uhlig による『1945年より1968年に至るドイツ民主共和国の学校史』によるこの間の時期区分は次のようになっている。(1) 反ファシズム・民主主義学校改革期 (1945～1949)，(2) DDR における学校制度の社会主義的発展への移行期 (1949～1955)，(3) DDR における学校制度の社会主義的変革期 (1955～1962)，(4) 統一社会主義陶冶システムの発展期 (1963～1968)。この時期区分とのかかわりでいえば，小論の対象時期はこのうちの第3期に相当する。Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VI, Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin 1970, S. 25 f.
2) 第3回党会議の主要課題は既述したように，工業の技術的変革を中核とする第2次5カ年計画の作成と社会主義建設の総路線を示す点にあり，その社会主義的変革の路線の確定化が遅れていた教育の分野では，とくにこの路線の確定は緊急であったといえる。
Vgl. Die Bedeutung der 3. Parteikonferenz der SED. „Einheit", Heft 4/1956, S. 309.
3) Ulbricht, W.: Der zweite Fünfjahrplan und der Aufbau des Sozialismus in der DDR. Dietz Verlag, Berlin 1956, S. 157.
Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin 1969, S. 29.
4) Günther, K.-H./Uhlig, G.: Geschichte der Schule in der Deutschen Demokratischen Republik von 1945 bis 1968. In: Monumenta Paedagogica. Bd. VI, S. 78.
5) Ebenda, S. 78.
6) Vgl. Dokumente der SED. Bd. VI, S. 79.
7) Vgl. Günther, K.-H./Uhrig, G.: Geschichte der Schule ... A.a.O., S. 79.
8) Vgl. Schulpolitsche Entschließung des V. Pädagogischen Kongresses. In: Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 34 ff.
9) Günther, K.-H./Uhrig, G.: Geschichte der Schule ... A.a.O., S. 79.
10) Edenda, S. 80. ここでは修正主義の特徴として，社会主義的訓育の無視，Grund Schule の陶冶水準のひき下げ，Volksschule と Oberschule との二元的学校階梯の存続，ソヴエト教育学を「教条」として否定すること，改革教育学思想の無批判的継受，などをあげている。

11) Vgl. ebenda, S. 83.
12) Vgl. ebenda, S. 80 f.
13) 学校会議に先立ち，SED は「学校青少年の社会主義的訓育に関する党会議の提案」(1958. 4) を出し，全国的討論にかけた (Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd VII/1, S. 101.)。そこではあらためて学校の社会主義的変革の「遅れ」の要因を分析し，それが学校行政機関，学校党組織，教員組合，教員内部における修正主義・教条主義・セクト的官僚主義的傾向との不十分な闘争にあること，また DDR における社会主義的発展の展望に対する不十分な認識にあることを指摘した。同時に「提案」は，これにもとづく全国的討論の成果が「我々の学校制度の社会主義的変革のための包括的決議の作成の基礎になる」ように訴え，以下のような課題を提起した。すなわち，自然科学教育の基本的改善，社会主義的生産と結合した総合技術的教育の体系的実施（単に授業においてのみならず，課外活動・休日・休暇における学習と生産との結合，学校・企業・労働組合・父母協議会などで構成する総合技術協議会の設置)，ピオニール・FDJ などの青少年団体の強化と学校管理過程への参加，特に労働者，農民の子弟の助成 (Schulhort の設置などにより)，父母協議会の強化，教員養成・再教育の充実，社会主義的教育科学の発展（教育科学の全国的センターとしてのドイツ中央教育研究所の位置づけ)，理論的・実践的専門誌紙としての „Pädagogik“, „Deutsche Lehrerzeitung“ の位置づけ，学校管理機関にみられる官僚主義的・教条主義的活動方法の是正と広範な国民・労働組合の管理活動への参加の拡大，など。
14) Günther, K.-H./Uhrig, G.: Geschichte der Schule ... A.a.O., S. 83 f.
15) Monumenta Paedagogica. Bd VII/1, S. 104.
16) Protokoll der Verhandlungen des V. Parteitages der SED. Bd. II, S. 1556.
17) Vgl. ebenda, S. 1560 f.
18) Vgl. ebenda, S. 1561.
19) Ebenda, S. 1557.
20) Beschluß der V. Parteitages. In: Dokumente der SED. Bd. VII, S. 295.

### (2) 学校制度の社会主義的変革 (1958 年～1962 年)

SED 第 5 回党大会以降，ドイツ民主共和国における学校制度は本格的な社会主義的変革期に入る。1958/59 学年度の開始 (1958. 9) にあたり，国民教育省 (Ministerium für Volksbildung) は，総合技術教育に関する一連の措置を講じた。「1958/59 学年度の実施指針 (Schuljahresanweisung)」[1]，「58/59 学年度・一般陶冶学校の時間表に関する訓令」[2]，「社会主義的生産授業日の実施プログラムの作成のための指導書 (Empfehlung)」[3]，「工業および農業における社会主義生産入門科の教授プラン (Lehrplan)」[4] などの法令および国家的 Dokumente により，ドイツ教育史上はじめて総合技術教育の実施に関する基本条件が整備された。これに対応して，県・郡の地方人民議会は，10 年制一般陶冶学校の設置の展望計画 (Mittelschulprogramm) の作成を開始した[5]。

総合技術教育の導入，なかんずく第 7 学年よりはじまる「生産授業日」および第 9 学年以降の「農業・工業における社会主義生産入門」などの教科目は，工場 (Volkseigentliche Betrieb, VEB)，LPG (農業生産協同組合) などで実施され，このことにより VEB・LPG は一般陶冶学校の重要な構成要素となり，同時に労働者・農民の学校教育に対する影響力は直接強化されるに至った。また，10 年制学校 (Zehnklassenschule) の設置計画の作成をめぐり，県・郡単位で広範な住民がこの作成過程に参加することとなり，学校教育それ自体が「国民の事柄 (Sache)」に実質的になるに至った（なお，この時点での 10 年制学校は，zehnklassige Mittelschule といわれ，のちの zehnklassige Oberschule への過渡的形態をなしている)。

また，自由ドイツ労働組合連合 (FDGB)，父母協議会 (Elternbeiräte)，ピオニール組織（第 8 学年度までの少年組織)，自由ドイツ青年同盟 (FDJ, その学校組織は第 9 学年度以上で設

置）などの労働者・父母・青少年の諸組織も，学校の社会主義的変革に積極的に参加した。FDGB はその第32回代表者大会で総合技術教育の支援決議をし[6]，ピオニール中央指導部(Zentralleitung) もその第5回会議で1958学年度を総合技術教育の変革の年にすることをきめ[7]，FDJ もこの年度における活動を Mittelschule に集中した[8]。父母協議会も，その内部組織，父母集会などを通して社会主義的学校変革に参加し，その意義を父母の中に広める活動を強化した。かくして，第5回党大会後の新学年度の前半において，SED，中央・地方の国家機関，労働者・農民・父母・青少年の諸団体・諸組織の統一的活動が進展し，ここに「社会主義的学校建設の決定的な前提条件」が形成された[9]。

しかし，開始された総合技術教育の実態は，なお克服されるべき欠陥（他の授業科目の科学性を害う結果になったり，全授業科目の体系性の中での総合技術授業の位置づけが不明確であったり，生徒が単に生産活動に参加したにすぎなかったりするといったところの弱点）があり[10]，1959年に入り，これらの欠陥の克服策が SED 政治局学校委員会，国民教育省（およびその中央総合技術協議会），国家計画委員会，ドイツ中央教育研究所 (Deutsches Pädagogisches Zentralinstitut, DPZI) などによりとられた。国家計画委員会は，1959年1月に「DDR の一般陶冶学校の総合技術訓育・陶冶の支援と助成に関する決議」を[11]，SED は第4回中央委員会総合で決議「DDR における学校制度の社会主義的発展について」(Schulthese) を出した (1959. 1. 17)[12]。国民教育省は，中央総合技術協議会会議 (Tagung des Zentralen Polytechnischen Beirates) に産業部門別の8つの作業グループを設置し，新しい Lehrplane の作成の準備作業を始めた[13]。DPZI も，国内の実践の成果を集中・一般化しつつ（雑誌 „Pädagogik“ などにより），新しい総合技術授業の Lehrplanwerke の作成にその活動を集中した。

このうち，SED 中央委員会総会決定の Schulthese はとりわけ重要である。このテーゼは，DDR の学校教育の発展が，すでに従前のドイツ学校民主化法[14]の水準をはるかにこえ，移行期の最後の段階に応じた社会主義的教育法の制定を必要としている段階に来ていることを考慮し，この新しい社会主義教育法の基本原則を示したものであった。テーゼは，第5回大会以降の学校変革の現状を分析し，社会主義の勝利の展望に立つところの社会主義的学校の形成原理を示した。その中で，「ドイツ学校史にとって革命的な提起」[15]といわれた「Oberschule をすべての子どもに」という基本路線が示された。このテーゼの報告者 Kurt Hager は，「新しい社会主義的学校は，我々国民の力を通してのみ成長するし，彼らのもっとも固有な事柄 (ureigenste Sache) とならなければならない」[16]とのべ，新しい学校の基本的な性格を明らかにした[17]。テーゼはその後，全国民的討議に付され，7万以上の集会で50万人以上の市民がこの討議に参加し，多くの提案が国民教育省，SED 中央委員会，地方人民議会に集約され，1959年12月2日の「ドイツ民主共和国における学校制度の社会主義的発展に関する法律」[18]として公布された。

1959年の新学年度の準備過程で総合技術教育に関する国家的 Dokumente が更に出された。DPZI の「10年制一般陶冶総合技術オーベルシューレの Lehrplanwerk の基本試案」(1959. 3)[19]，国民教育省の「DDR の一般陶冶学校の時間表に関する訓令」(1959. 5)[20]，10年制オーベルシューレの「Lehrplan・時間表および時間表の解説」(1959. 6)[21]，「1959/60 学年度の実施指針」(1959. 7)[22] などがそれである。このうち DPZI 作成の Lehrplanwerk 試案は，ただちに公開討議に付され，5,000以上の文書による意見が出され，更にそれらにもとづき作成された最終案に対しては350人をこす諸分野の科学者がその作成に参加した[23]。教育内容の基本の形

成にかかわるこのような事態の進展は，「学校の利害 (Belange) が全市民の事項 (Angelegenheit) になった」ことの証左を意味するものであった[24]。

国民教育省は，1959/60 学年度の主要課題として総合技術教育の質の向上以外に，次の二つをあげた。ひとつは「新しい Lehrplan の実現とかかわっての全教師の専門的・方法的能力の向上」であり，他のひとつは「全学校における確固とした秩序の強化」であった[25]。前者についていえば，Lehrplan は，学校の社会主義的変革は「単に教師の専門的知識に対してのみならず，教育実践上の能力に対しても高い要求を提起している。社会主義的教育は，新しい授業方法を要求している。授業方法の発展は，単に教育科学に委ねればすむのではなく，それ事態が全ての教師の課題である」[26] として，授業の方法的形成を教師自らの課題として位置づけた。また，Lehrplan の作成それ自体に対しては，59/60 学年度の Lehrplan の作成過程で，W. Ulbricht はライプチヒでの教員集会の席上，「教師は，Lehrplan を改善し，基本的に新しく作っていかなければならない。我々は，全教科目の Lehrplan を新しく作成するために全面的で基本的な経験の交換を必要としている。この討議には全ての教師が召集されなければならない」[27] とのべており，国家的 Dokument としての，また教育実践に対して拘束的性格をもつところの Lehrplan の作成過程における教師の積極的参加とイニシアティブが不可欠の条件として明らかにされている。

後者の問題（「全学校における確固とした秩序の強化」）についていえば，この課題は学校教育が全市民の「事柄」(Sache) であり，「事項」ないし「事務」(Angelegenheit) であるという基本原則に立つ学校組織の編成がすでにこの段階で不可避的課題になっていることを示しており，また，総合技術教育を中心とする陶冶・訓育水準の向上にみあい，それを保障する学校組織の編成がすでにこの段階で必然的課題になっていることを示すものであった。閣僚会議は 1959 年 11 月に，「一般陶冶学校における確固とした秩序の確保に関する政令」(Schulordnung) を[28]，ついで 1960 年 1 月に「一般陶冶学校の父母協議会に関する政令」(Elternbeiratsverordnung)[29] を制定した。このうち Schulordnung は，「学校の教育過程の科学的管理に新しい質を導入」[30] しようとしたものであり，学校管理における個人責任原則と集中協議原則（独任制管理と協働原則の統一）を基本原理として定めている。Elternbeiratsverordnung は，子どもの成長・発達なかんずくその訓育 (Erziehung) 面での学校と父母・父母集団との有機的共同関係を制度化したものである。それは „plane mit, arbeite mit, regiere mit!“ の原則を，学校と父母との関係において現実化したものであった。

1959 年末より 60 年はじめにかけて制定されたところの，これらの Schulgesetz, Schulordnung, Elternbeiratsverordnung は，移行期の最後の段階における一般陶冶学校の制度を規定する基本的な法体系となった（その内容等については後述）。

「社会主義の勝利の時期」に照応したこれらの教育法体系が整備されつつある中で，1960 年より 1961 年にかけて，社会主義的学校改革の中核に位置していた総合技術教育の実践は，10 年制 Oberschule への移行（1964 年までに義務制とするものであり，従来の Grundschule, Mittelschule, Oberschule という学校形態の区分を廃止し，これらを一括し10年制 Oberschule とするもの）とかかわって，一定の総括をする段階にきていた。SED 中央委員会政治局の決議「Oberschule の総合技術授業の改善と一層の発展」[31] (1960. 5)，SED 中央委政治局の「全教師への手紙」[32] (1960. 8)，中央委政治局と閣僚会議の両者による決議「教師の創造的活動の一層の助成と強化のための決議」[33] (1960. 11) などがあいついで出された。また，60/61 学年度より

拡大 Oberschule (12年制の Oberschule) の生産授業日の中に「職業基礎教育」が導入され，拡大 Oberschule の中においてもそれまで例外として実施されていなかった職業教育が実施されることとなり，Fachschule, Hochschule, Universität などの高等教育機関への入学者に対して，生産と直接結合した2年間の職業教育がひとしく義務的に実施されるシステムが形成された。拡大 Oberschule におけるこのような新しい形態の導入をも含めて，1960年後半より1961年にかけて総合技術教育の全国的実践の経験の集約と一般化がおしすすめられた。60年後半において，県・郡単位に総合技術会議が10万人以上の教師 (Lehrer, Erzieher)，企業の Betreuer (企業で実施される生産授業日等の指導員)，勤労者が参加して開かれ，1961年1月には，中央総合技術会議がライプチヒで開かれ[34]，1961年6月には第6回教育会議がベルリンで開催された[35]。第6回教育会議は「Oberschule の学習の改善と社会主義的訓育の改善のために」をテーマとして，総合技術教育の経験の交換・総括，Schulgesetz, Schulordnung などの実施状況を検討し，「勧告」(Empfehlung)[36] を出した。

他方，1961年8月13日の措置 (反ファシズム防壁の設置) は，「ドイツ帝国主義者・軍国主義者に決定的打撃，DDR 創設以来の最大の打撃を加えた」ものであり，「ドイツ軍国主義者・報復主義者により脅かされていたヨーロッパと世界の平和を救い出すことに貢献した」措置であった[37]。1960年以降 DDR が西ドイツに提起してきた両ドイツ国家間の平和協定の締結，西ベルリンの非軍事的中立的自由都市への移行，「ドイツ平和プラン」(Deutsche Friedensplan)[38] などの提唱は，アデナウアー・ボン政権によりすべて否定され，逆に西ドイツ軍隊の核武装による核戦争の危機，東方の Oder-Neiße までを含む全ドイツを NATO 及び西ドイツの支配下におく政策が明確化され (1961.7 のアデナウアー・CDU/CSU の Programm)，同時に DDR に対する経済撹乱工作が強化された[39]。かかる中での 1961.8.13 の措置は，DDR の教師に対しても決定的な影響を与えた。ベルリンの労働者のいくつかの Brigade・父母協議会は連名による手紙を全国の教師宛に送り，「平和と国家的共存の闘いは，社会主義のための明確な決断を要求している」ことを教師に訴えた[40]。1961年11月の第14回 SED 中央委員会は決議の中で，「ドイツ人民の国家的問題 (die nationale Frage) の平和的解決は，ドイツ分割がなお克服されていない限り，両ドイツ国家間の平和的共存を前提とする」[41] ことを明らかにし，かつこの平和共存の課題は，DDR における社会主義の勝利，西ドイツ資本主義に対する DDR の社会主義的社会秩序の優位性の実証によってのみ遂行しうる課題であることを明らかにし，更に学校教育における「訓育の核心的問題が，労働，労働する人間および社会主義祖国の防衛に対する社会主義的見地 (Einstellung)」[42] の育成にあることを指摘した。1961/62学年度の学校教育の主要課題の中で，「イデオロギー的訓育が前面に出た」[43]。それは「平和協定の締結と平和の確保をめざす闘争における全ての学校の行動性」を要求するものであり，「確固とした政治的・世界観的モラル上の知識の伝達，表明と行動，認識と行動，学習と労働の結合」[44] を内容とするものであった。1962年9月に，「学校と民族 (Nation)」をテーマとする DPZI 主催の学術会議 (wissenschaftliche Konferenz) が開かれ，会議は NFDD の国民会議 (Nationalkongreß) の決議文書「DDR の歴史的課題とドイツの未来」[45] (1962.6) に示された「全ドイツ人民の利益」としての「平和，自由と民主主義，人間性と同朋愛 (Brüderlichkeit)，正義と福祉 (Wohlstand)」を，学校教育における訓育内容の基本にすえた[46]。

1961.8.13 の後の新局面は，以上の訓育面にみられる新しい課題の実現のほかに，陶冶の側面においてもみられた。それは社会主義の勝利 (生産力の飛躍的発展) に照応した課題であ

り，1958年以降の総合技術教育の実践的総括をある程度なしおえて以降の課題であった。1962年10月の第17回SED中央委員会総会でW. Ulbrichtは，「SED第6回党大会の準備」に関する報告を行った。その中で彼は，「次の段階で主要に要求されているのは，授業における高度の科学性である」ことを明らかにした[47]。そこでは数学および自然科学教育，なかんずくOberschuleにおける数学教育の水準の遅れが指摘され，それがOberschule卒業後の職業養成教育（Berufsausbildung）やFach-und Hochschuleの要求水準にみあっていないことを明らかにした[48]。もうひとつの新しい課題は，総合技術教育を職業準備の基礎的養成（berufsvorbereitende Grundausbildung）と結合する課題であり，職業準備の基礎養成をOberschuleおよび拡大Oberschuleにおいてどのように実現するかという課題であった[49]。この点について，A. Lemmnitzは，第2回国際総合技術セミナー（1962. 10, Halle）の結語「高度の一般陶冶と職業のための準備」の中で次のようにいっている。「第17回中央委員会総会では，資本主義に対する社会主義の優位性は物的生産および精神生活の領域ではかなりの程度において科学・技術の迅速で全面的な発展にかかっていることが，明らかにされた。我々の学校はそれ故に，DDRにおける社会主義の全面的建設の科学・技術的，経済的，文化的目的設定から出発しなければならない。次の段階での主要課題は，陶冶水準の向上と授業における高い科学性の確立にある。」，「我々は最大の注目を，数学・自然科学の授業の改善，言語訓練，および歴史・公民科の授業にむける。」，「このセミナーへのDDRの参加者の討論は，我々の社会主義学校の一層の発展のための次の第一歩をふみ出し，10年制学校での職業準備の基礎養成に移行するために多くの経験を意のままにできることを示した」[50]と。その後，数学科授業の改善措置に関して1962年12月17日に，SED中央委員会政治局と閣僚会議の共同決議「一般陶冶総合技術オーベルシューレの数学科授業の改善と一層の発展のために」が出された[51]。そしてこれらの方針および改善措置は1963年以降の社会主義の全面的建設期に入り実現されていくこととなった。

かくして，「1962/63学年度において学校制度の社会主義的変革は，本質的に終了した」，「1958年より1962/63年の間に，あらゆる分野での学校制度の特別の飛躍がひきおこされた」，「1962/63学年度において，第5回大会の決定と1959年のSchulgesetzの規定とが本質的に実現された」[52]。

## 註

1) Verfügungen und Mitteilungen des Ministeriums für Volksbildung. Jg. 1958, S. 107.
Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin 1969, S. 142.
2) Verfügungen und Mitteilungen ... A.a.O., S. 71.
Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 113.
3) Empfehlungen für die Ausarbeitung eines Programms zur Durchführung des „Unterrichtstages in der sozialistischen Produktion". Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin 1958.
Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 152.
4) Lehrplan. Einführung in die sozialistische Produktion in Industrie und Landwirtschaft. Volk und Wissen Volks eigener Verlag, Berlin 1958.
Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 162.
5) 1958/59学年度においては，Grundschuleの卒業生のうち27%が10年制Mittelschuleに就学，1964

年までにこれを100%にする計画をたて，国民経済7カ年計画はこれにもとづき作成されている。

6) Günther, K.-H./Uhrig, G.: Geschichte der Schule in der DDR von 1945 bis 1968. In: Monumenta Paedagogica. Bd VI, Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin 1970, S. 91.
7) Ebenda, S. 91. なお，ピオニールの活動の基本内容については次の資料を参照。
Das Stufenprogramm der Pionierorganisation „Ernst Thälmann". „Deutsche Lehrerzeitung", Nr. 50/1958, S. 3/4.
8) Mittelschule における FDJ の任務については，1958.7 の「DDR における社会主義的ミッテル・シューレの FDJ の活動の発展に関する訓令」を参照。
Vgl. Verfügungen und Mitteilungen des Ministeriums für Volksbildung. Jg. 1958, S. 124f.
Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 150.
9) Günther, K.-H./Uhrig, G.: Geschichte der Schule... A.a.O., S. 92.
Vgl. Ulbricht, W.: Die Entwicklung der sozialistischen Schule und ihre Aufgaben beim Aufbau des Sozialismus. Leipzig. 1958. In: Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 165.
10) Günther, K.-H./Uhrig, G.: Geschichte der Schule... A.a.O., S. 93f.
11) Verfügungen und Mitteilungen des Ministeriums für Volksbildung. Jg. 1959, S. 65.
Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 175ff.
12) Dokumente der SED. Bd. VII, Dietz Verlag, Berlin 1961, S. 503.
13) Vgl. Günther, K.-H./Uhrig, G.: Geschichte der Schule... A.a.O., S. 93.
14) Monumenta Paedagogica. Bd. VI, S. 207.
15) Günther, K.-H./Uhring, G.: Geschichte der Schule... A.a.O., S. 96.
16) Hager, K.: Die weitere Entwicklung der polytechnischen sozialistischen Schule in der DDR. 4. Tagung des Zentralkomitees der SED. Dietz Verlag, Berlin 1959, S. 12.
17) Schulthese のなかにおいても同様に「社会主義的学校の建設は，全ての人民の事柄 (Sache des ganzen Volkes) とならなければならない」と記されている。
Vgl. Dokumente der SED. Bd. VII, S. 508.
18) GBl. Teil I, Jg. 1959, S. 859.
19) Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 204.
20) Verfügungen und Mitteilungen des Ministeriums für Volksbildung. Jg. 1959, S. 131.
Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 240.
21) Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 260.
22) Verfügungen und Mitteilungen des Ministeriums für Volksbildung. Jg. 1959, S. 1.
Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 264.
23) Günther, K.-H./Uhrig, G.: Geschichte der Schule... A.a.O., S. 101.
24) Ebenda, S. 101.
25) Anweisung zum Schuljahr 1959/60.
Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 264.
26) Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 263.
27) Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 166.
28) GBl. Teil I. Jg. 1959, S. 823.
29) GBl. Teil I, Jg. 1960, S. 37.
30) Günther, K.-H./Uhrig, G.: Geschichte der Schule... A.a.O., S. 105.
31) Dokumente der SED. Bd. VIII. Dietz Verlag, Berlin 1962, S. 142.
32) Ebenda, S. 264.
33) Ebenda, S. 298.
34) Vgl. Günther, K.-H./Uhrig, G.: Geschichte der Schule... A.a.O., S. 113.
35) Ebenda, S. 113.
Vgl. Bericht des Zentralkomitees an den VI. Parteitag der SED. In: Protokoll der Verhandlungen des VI. Parteitages der SED. Dietz Verlag, Berlin 1963, Bd. 4, S. 176ff.

36) Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 380.
37) Vgl. Grundriß der Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung. „Einheit", Sonderheft, August 1962, S. 183.
38) GBl. Teil I, Jg. 1961, S. 153.
39) Vgl. Grundriß der Geschichte ... A.a.O., S. 181 ff.
40) Monumenta Paedagogica. Bd. VII/2, Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin 1969, S. 407.
41) Über der XXII. Parteitag der kommunistischen Partei der Sowjetunion und die Aufgaben in der DDR. In: Dokumente der SED. Bd. VIII, S. 497.
42) Ebenda, S. 499.
43) Günther, K.-H./Uhrig, G: Geschichte der Schule ... A.a.O., S. 117.
44) Ebenda, S. 117.
45) „Neues Deutschland", vom 27. März 1962.
46) Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VII/2, S. 424.
47) Vgl. ebenda, S. 432.
48) Vgl. ebenda, S. 433.
49) Vgl. ebenda, S. 433.
50) Vgl. ebenda, S. 436 f.
51) GBl. Teil II, Jg. 1962, S. 853.
52) Günther, K.-H./Uhrig, G.: Geschichte der Schule ... A.a.O., S. 119.

## 3. 社会主義的教育法の形成と内容

移行期の最後の段階（1958～1962）の教育制度（Oberschule を中心とする）を規律するところの教育法として，「ドイツ民主共和国における学校制度の社会主義的発展に関する法律」(Schulgesetz, 1959. 12. 2 以下 SchG)[1]，「一般陶冶学校の確固たる秩序の確保に関する政令」( Schulordnung, 1959. 11. 12 以下 SchO)[2]，「一般陶冶学校の父母協議会に関する政令」(Elternbeiratsverordnung, 1960. 1. 7 以下 EBVO)[3]，「教師（Lehrkräfte u. Erzieher）の権利・義務に関する政令」(Arbeitsordnung für pädagogische Kräfte der Volksbildung, 1962. 9. 22, 以下 AOVB)[4] などがある。また，重要な関連法としては，ドイツ民主共和国憲法（1949 年憲法)[5]，7 カ年計画法（1959. 10. 1)[6]，労働法典（1961. 4. 12)[7]，「地方人民議会とその機関の任務と活動方法に関する規則」(1961. 6. 28)[8]，その他中央・他方の国家機構を規律する地方制度関係法（後述）などをあげることができる。

このうち，SchG はその名のとおりこの期における学校制度の社会主義的改革の基本を定めた法律であり，1946 年以降の「ドイツ学校の民主化に関する法律」にかわるものとして，新しい学校（10 年制一般陶冶総合技術オーベルシューレ）の性格・課題・学校階梯・就学義務・教師および国家機関の任務・住民との協働・科学者の任務その他についての基本原則を定めている。これをうけて他の諸法は個別領域の定めをなしている。SchO は学校の組織法として，EBVO は父母協議会の組織・任務および学校との関係について，AOVB は労働法典第 107 条規定の労働規則（Arbeitsordnung）を教員に適用したもので閣僚会議と教育労働組合（die Gewerkschaft Unterricht und Erziehung）との合意にもとづき制定され，7 カ年計画法は SchG に定められた 10 年制オーベルシューレの設置計画・教員の養成計画などを各県単位に定めており，地方制度関係諸法は地方の国家機関（地方人民議会および Rat を中心に）の任務

および国・地方・学校その他諸組織・諸機関の相互関係を定めたところの教育行政に関する組織法・行為法である。

以上の教育関係法については以下逐次検討するとして，ここでは1949年憲法の教育関係条文についてその概略をふれておくこととする。この憲法は，反ファシズム・民主主義を基本とするポツダム協定の実施，ドイツの統一，などの歴史的課題を反映し，また1952年以降明確となる社会主主義革命への展望をも含みつつ，更には国家権力の人民民主主義的性格を反映するなど，多様な諸要因に規定されており，この憲法の性格規定は必ずしも定まっていない[9]。その後この憲法は数回の改正をへており，55年9月には「憲法補充法」により軍備規定が新たに設けられ (5, 112条)[10]，58年12月にはラント議会廃止法により憲法関係条文は削除され[11]，1960年には国家評議会設置法により大統領制は廃止され国家機構の中核部分に変更が加えられ[12]，1968年憲法にひきつがれた。

49年憲法の性格規定については今後の検討課題とすることとし，憲法の教育条文に触れる前に，2･3の重要な憲法規定にふれることとする。それは，国家及び企業の政治過程・経済過程への市民・労働者の参加に関する基本権についてである (6～18条)。経済過程についていえば，生産及び労働条件等に関する労働者の共同決定権 (unter maßgeblicher Mitbestimmung, 17条)，公けの経済計画の作成過程への「市民の直接参加」権 (unter unmittelbarer Mitwirkung, 21条)，労働関係法の立法過程への「決定参加」権 (unter maßgeblicher Mitbestimmung, 18条) などの保障が注目されてよいし，政治過程については，中央・地方レベルでの共同形成権 (Recht zur Mitgestaltung, 3条2項)，共同決定権 (Mitbestimmungsrecht, 3条3項) の保障が注目に値する。これらの諸権利は，教育関係分野でいえば教育関係諸法の立法過程，中央・地方レベルでの教育政策の形成実施過程，経済計画にくみこまれた学校設置などの教育計画の作成過程，労働青年・労働者の企業内，公共施設での労働力陶冶の計画・実施過程，などへの市民・勤労者の参加権・共同形成権・共同決定権を保障したものであり，このような意味からも重要な規定であるといえる。

次に，49年憲法の教育関係条文をみることとする。まず第36条は，「すべて市民は，陶冶 (Bildung) および自己の職業の自由な選択に対し，同等の権利を有する」として，全市民の「教育への権利」(Recht auf Bildung) を確認している。36条はついで「青少年の陶冶 (Bildung) 並びに市民の一層進んだ精神的・専門的陶冶 (Bildung) は，国家的・社会的生活のすべての領域において，公けの施設により確保される」としており，「教育を受ける権利」が単に子どものみでなく，すべての市民の権利であり，かつ全生活領域において，公けの施設により保障されることを定めている。また，この後段部分は教育の国家事務性 (Angelegenheit des Staates) を確認した条文でもある。ところで，ドイツの場合一般的にそうであるが，我々のいう教育という概念は，Bildung (陶冶) と Erziehung (訓育) とに厳密に分けて使用されている。これを憲法条文でみると，Bildung については以上の如くであるが，Erziehung の方は，まずそれが親の自然的権利として把握される。第31条は，「子ども (Kindern) を，民主主義の精神により精神的・身体的に有能な人間に育てること (Erziehung) は，両親の自然的権利であり，社会に対する彼らの最高の義務である」という。ついで第37条は学校教育における訓育の任務について次のように定めている。「(1) 学校は，青少年を憲法の精神に従って，自立的に思考し，責任感をもって行動し，自ら共同体の生活の一員となる能力と用意のある人間に訓育する。(2) 文化の伝達者 (Mittlerin) として，学校は青少年を諸民族の平和的で且つ友好的な共存と真の民主

主義の精神にもとづいて，真の人間性 (Humanität) へと訓育する任務をもつ。(3) 両親は，その子どもの学校教育 (Schulerziehung) に際して，父母協議会を通して参加する (mitwirken)。」と。かかる定めは，学校教育なかんずく訓育の面では，一方でそれを親の自然権であることを確認しつつ，他方で学校教育のもつ訓育面での課題を重視し，それに関しては親の学校への参加権 (Recht auf Mitwirkung) を特に明記し，その機関として父母協議会を設置することを確認したものであり，学校教育が社会共同の事柄 (Sache) であることを具体的な権利性にまで高めたことを示すものであるといえる。

さて，以下では，ここでみてきた国民の教育権，父母の学校教育への参加権などの基本権が学校を中心としてどのような学校の組織編成，学校と社会的諸機関，諸組織，諸団体との関係，機構の中で実現されようとしているのかを，1958 年から 1962 年の間の教育諸法の規定の検討を通してみることとしたい。

## 註

1) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik. Teil I, Jg. 1959, S. 859.
2) GBl. der DDR. Teil I, Jg. 1959, S. 823.
3) GBl. der DDR. Teil I, Jg. 1960, S. 37.
4) GBl. der DDR. Teil II, Jg. 1962, S. 675.
5) GBl. der DDR. Jg. 1949, S. 6.
6) GBl. der DDR. Teil I, Jg. 1959, S. 703.
7) GBl. der DDR. Teil I, Jg. 1961, S. 27.
8) GBl. der DDR. Teil I, Jg. 1961, S. 51.
9) 木田純一『社会主義法概論』法律文化社, 1971, 304 ページ以下参照.
10) GBl. der DDR. Teil I, Jg. 1955, S. 653.
11) GBl. der DDR. Teil I, Jg. 1958, S. 867.
12) GBl. der DDR. Teil I, Jg. 1960, S. 505.

### (1) 一般陶冶総合技術オーベルシューレ

一般陶冶総合技術オーベルシューレへの移行は，1959 年 1 月の第 4 回 SED 中央委員会総会で決議され，その後その最初の時間表 (Stundentafel)[1] および Lehrplan が国民教育省により作成され，1959/60 学年度より実施過程に入った (義務制への完全な移行年次は 1964 年)[2]。58 年以降の社会主義的学校変革がそれ以前の時期と本質的に異る点は，学校形態の差異に注目するとこの 10 年制 Oberschule であり (それ以前は Grundschule, Mittelschule, Oberschule という学校差があり 8 年制の Grundschule を中心とする就学義務制)，教育目的からいえば社会主義的人格の形成を目的とするか否かにある。

Oberschule の教育目的についての定めは，この期の教育法についてはそれぞれに規定されているが (SchG 第 3 条，SchO 第 7 条，EBVO 第 1 条)，それらは共通するところが多いので，ここでは 7 カ年計画法で規定されている教育目的をあげておく。同法「C の 1」は「国民教育」(Volksbildung) について定めており，その冒頭で次のようにいっている。「7 カ年計画における国民教育の課題は，子ども・青少年を彼らが社会主義社会における生活の多様な要請に適合するように養成し，教育するという要求に規定されている。訓育と陶冶が社会的実践の要求に照応することによって，学校と生活との結合は全面的に発展される。学校は，労働および労働する人間を愛し，生産過程の基礎知識や科学・技術の基礎知識に習熟し，芸術的に開花

し，身体的活動にも能力を発揮できるところの社会主義的人間を育てるという任務をもつ。」[3]と。教育目的規定を全体としてみると，それは，「総合技術陶冶に立脚する高度の一般陶冶」，「科学・技術・文化の基礎となる確実な知識の伝達」の保障（SchG 5条）と，「労働および労働する人間への愛」（SchG 3条1項）を中心とする訓育，の二つを核として形成されているといってよい。

そしてこの目的を実現するための授業は，「国家の Lehrplan に従ってなされなければならず，そのプランは授業の科学性の体系性を保障するものでなければならない。授業は，科学の最新の認識にもとづいていなければならないし，理論と実践が確保され，生徒の行動性と自律性に立脚し，それを助成するところの進歩的授業方法が適用されなければならない」（SchG 4条2項）にみられるように，授業の科学的体系性，最新の科学に依拠する授業，理論と実践の結合や生徒の自律性・行動性を保障し助成する授業方法などを媒介として教育目的は達成されなければならないとされる（なおここで授業は国の作成する Lehrplan によってなされなければならないとされているが，後述するように Lehrplan の作成そのものに教師・教員組合等が参加するのであり，日本の如く学習指導要領の法的拘束力の是否を論ずるような状況にはないことは明らかである。むしろ，Lehrplan の科学性を全国的教育実践を基礎としてどう確立するかが問題となっているのである）。

ところで，さきの教育目的を達成する教育の場は，Oberschule だけについてみても授業のほかにきわめて多様である。学童保育所（Schulhort），宿題室（Hausaufgabenzimmer）寄宿舎（Internat）での Lehrer, Erzieher による教育活動，Patenbetrieb（生産授業日の実施企業）および LPG の Lehrabteilung（教場），Arbeitsplätze（生産現場）での Lehrer および Betreuer（指導員）の教育活動，生徒の自主的課外活動としての Arbeitsgemeinschaft（部活動），Kurse，学校スポーツの Gemeinschaft（運動部），Feriengestaltung（休暇中の教育活動）などでの諸活動，ピオニール・FDJ など青少年組織の自主的学校活動，など生徒の陶冶・訓育の場は学校を中心に地域的にも，人的にも拡大している。このような教育の場の拡大と，教育に直接関係する人的構成の拡大自体は，学校の社会主義的変革の一つの特徴をなしている。

Oberschule を中心とする学校階梯に着目すると，就学義務は7歳より始まり，第1～第4学年は Unterstufe（初級段階），第5～第10学年は Oberstufe（上級段階）として二つの段階に区分される（SchG 5条）。10年制 Oberschule のほかに12年制の erweitele Oberschule（拡大オーベルシューレ）があり，両者のカリキュラムの相違は第9学年より始まり[4]，erw. Oberschule を卒業すると Hoch-Schule（単科大学）ないし Universität への入学資格（Abitur）を得る（SchG 7条）。10年制 Oberschule を卒業した場合には，継続して2年間の Berufsschule への就学義務が課され（SchG 8条）[5]，その内の一部は特定の課程（Lehrgang）と試験（Sonderreifeprüfung）により Fachschule, Hochschule, Universität などへ進学することが可能となっている（SchG 6条）。従って10年制 Oberschule への移行は，2年間の Berufsschule を加えると実質的には12年間の就学義務が存在するとみてよいこととなる。

## 註

1) Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, Volks und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin 1969, S. 240 ff.
2) Vgl. ebenda, S. 260 ff.

3) GBl. der DDR. Teil I, Jg. 1959, S. 724.
4) Vgl. Monumenta Paedagogica. Bd. VII/1, S. 240.
5) そのカリキュラム (59/60学年度) については，同上 265 ページ参照。

### (2) 学校 (Oberschule) の組織編成 (その 1. 学校の内部組織)

**イ　職員構成**　学校職員は，大きくいって教員 (Lehrkräfte und Erzieher) と管理者 (Leiter) で構成される (AOVB 1条)。Leiter には，校長 (Direktor)，分校主事 (Schulleiter)，校長ないし分校主事の代理 (Stellvertreter) が属する。教員は，Lehrer と Erzieher に分けられる。前者は授業担当者であり，初級段階での複数科目担当 (2～3科目) の Unterstufenlehrer と専科担当の Fachlehrer よりなる。後者 (Erzieher) は，学校内でいえば学童保育所および寄宿舎にいる Lehrer 以外の教員であり，生活指導・課外活動など訓育面での指導に従事する。校務分掌上の職種として，学年主任 (Klassenleiter)，学童保育所主任 (Leiter des Schulhortes)，寄宿舎主任 (Leiter des Internats) がおかれ，Lehrer が兼任する。以上のほか，課外教育施設 (Einrichtungen für die außerunterrichtliche Bildung und Erziehung) には，Lehrer および pädagogische Mitarbeiter が配置されている (AOVB 1条1項f)。

**ロ　学校運営の基本原則**　学校内での管理運営の基本原則は，「集団協議を基礎とする独任制管理 (Prinzip der Einzelleitung auf der Grundlage kollektiver Beratungen) (SchO 14条1項) であり，校長はこの原則にもとづいて学校を管理しなければならない。集団協議の組織としては，教育会議 (Pädagogische Rat)，父母協議会，企業付設の総合技術協議会 (Politechnische Beirat)，学年主任を中心とする会議 (呼称はないがその学年の陶冶・訓育に関係するところの Lehrer, Erzieher, Klassenelternaktiv，企業の Betreuer，ピオニール指導員，FDJ の指導部などの協議)，および教員組合，ピオニール組織の指導部，FDJ の学校組織の指導部などがあり，校長，学年主任，学童保育所・寄宿舎の主任などは，これらの組織における協議に立脚して学校管理にあたらなければならない (Vgl. SchO 14条，21条，その他)。

また，集団協議の原則と同じ観点に立つ原則といえるが，「住民との密接な協働 (Zusammenarbeit)」の原則 (SchO 12条)，Lehrer，Erzieher その他関係者のあいだでの「積極的な協力 (Mitarbeit)」の組織化の原則 (SchO 13条4項C)，学校管理における「ピオニール組織，FDJ 組織との協働 (Zusammenarheit)」の原則 (SchO 13条4項f) などにみられるように，「協働」或いは「協力」ないし「参加」の原則が，校長・教員・父母・生徒集団・企業・LPG・学校管理機関・労働組合・NFDD・その他との間の関係に適用されている (SchG 11条2･4･5項，12条)。

**ハ　校長の権限および義務**　校長は，学校の全教員の職務上の上司 (Dienstvorgesetzter) であり (SchO 12条1項)，教育会議の議長として全教員の「活動の統一性を確保する」義務を負っている (SchO 12条4項)。校長は，学年主任を指名し (同13条2項)，一定の校務の分掌を校長代理および個別教員に委任し (同13条4項b，16条3項)，教師の授業準備と授業について監督し (kontrollieren)，授業参観 (hospitieren) を行い (同13条4項c)，生徒の就学義務を監督し (同13条3項)，教員の表彰及びその内申権を有し (同15条1項)，教員の秩序違反行為に対する求釈明・訓告 (Mißbiligung) および懲戒内申権を有し (同15条2項，AOVB 16条)，学校の家屋権 (Hausrecht) および対外的代表権 (SchO 12条5項)，教育会議の決議に対する裁可権 (26条2項) などを有する。

校長の任務ないし義務はきわめて多領域にわたっている。校長はその学校の課題・任務を実現する上で以下のような義務を負っている。「住民との密接な協働」義務 (SchO 12条2項), 全教員の「行動の統一性を確保する」義務 (12条4項), 学校管理活動に対する学年主任の「積極的な協力ないし参加 (Mitwirkung)」を組織化する義務, Lehrer・Erzieher の適正配置を充足する義務 (13条4項a), 全教員の定期的な経験交流の組織化 (13条4項c), 全教員の職務についての定期的協議の実施 (13条4項e), ピオニール・FDJ などの青少年組織との密接な協働 (Zusammenarbeit) の義務 (13条4項f), 学校の年間活動計画 (Jahresarbeitsplan) の実施状況についての教育会議への報告義務 (13条4項m), 国民経済計画・学校予算計画に関連する学校課題の充足状況についての教育会議への報告義務 (同), 教員・父母・勤労者・青少年組織・生徒などからの批判・指摘・提案の尊重と回答義務 (14条2項), 全教員の利益の代表義務 (14条3項), 校長による授業参観についての当該教師とのはなしあい, 教育会議での相互評価などの実施義務 (13条4項c), 教員の表彰・懲戒についての労働組合の意見聴取の義務 (15条4項), その他がある。

以上からわかるように, 校長は教員の職務上の上司であり, 教育活動に対する監督権を有するとはいえ, その広範な任務 (義務) を遂行していく為には, 学校の全ての関係者の集団協議・協働・参加を適切に組織し, それに「立脚」(14条1項) しなければならず, かなりの専門的力量を要求されているといってよい。しかも, 校長は学校活動の全てにわたり個人責任をおっているだけに, 「集団協議を基礎とする独任制管理」者としての校長は学校組織の中核的存在といえる。

**ニ 校長以外の Leiter の権限および任務** 学校におかれる Leiter には既述したように Schulleiter (分校主任), 校長ないし Schulleiter の代理 (Stellvertreter) がおり, そのほかに多少性格を異にするが Schulhort 及び寄宿舎の Leiter がいる。分校主任は, 当該分校において校長と全く同様な職務に従事する。校長代理は,「校長を補佐し, 校長の恒常的代理者」として位置づけられている (SchO 16条1項)。校長は一定の明確な範囲の任務を校長代理に委任でき, その委任は「校長代理が2年間で学校管理の全ての任務に精通するように」計画的になされなければならない (16条3項)。Schulhort の Leiter は一定の養成課程を経た Lehrer であり, 学校の年間活動計画にもとづいて Hort の教員 (Lehrer, Erzieher) を指導し, 彼らと学年主任との間の「教育的・方法的経験交流を助成する」任務をおう。Schulhort にはこの他に名誉職的地位をもつ援助者 (Helfern, 父母の中から選任) がおり, Leiter はこれら Helfern に対し「教育的方法的援助」を与える。更に Leiter は, Hort の生徒の自由時間形成 (Freizeitgestaltung) の企画に対し, ピオニール組織や FDJ の指導部 (Leitung) が立案した計画と調整しつつ, Hort の当該計画を企画する任務を負っている (17条1～4項)。寄宿舎の Leiter の場合の任務も Hort の Leiter に準ずることとされている (17条5項)。

**ホ 学年主任 (Klassenleiter) の権限および任務** 学年主任は, その学年の計画的訓育活動, 全ての陶冶・訓育活動, Lehrplan の目的の達成, 労働者・農民の子弟の特別の助成, 課外活動などに対し責任を負い (SchO 18条), 同時に「全教員の活動の統一性」を形成する際に校長を援助し, Lehrpläne, Stundenplan の実現に当っては校長と共同する (13条2･3項) ところの地位にある。それ故学年主任は, 校長が学校全体の活動に個人責任を負っているのと同様に, 当該学年の全教育活動に責任をおうところの重要な職務をもつこととなり, 学年において「集団協議にもとづく独任制管理」の原則を実現する地位にあるものといってよい。

学年主任の権限としては，学年の教育活動計画 (Pläne der Klassenleiter) の作成 (Scho 22条1項)，学年の関係教師 (Lehrer) による Lehrpläne の充足状況の監督 (kontrollieren) (19条a)，教師の授業準備と授業の質についての確かめ (sich überzeugen) と，個別教師による課題の未達成状況がある場合における一定の措置の実施と校長への報告 (19条a)，遅進生徒に関して Schulhort，寄宿舎の教員に一定の指示・要求を提示する権限 (19条b)，生産授業日の実施状況の把握と Betreuer に対する一定の指示・勧告権 (19条c)，生徒の観察・評価記録の作成 (20条1項)，生徒の成績証明書の作成と手交 (20条2項)，年度末における当該学年の陶冶・訓育活動の分析書の作成 (22条2項)，などである。

学年主任は以上の権限を有するが，その権限の適正な実施のために以下の義務を負っている。学年の教育活動に関する全関係者の協議の組織化 (Lehrer, Erzieher, 父母協議会メンバーの中から学年担当責任者として選任されるところの Klassenpaten，学年の父母アクティブ，Gruppenpionierleiter，FDJ の Gruppenleitung など) (19条d)，Betreuer との密接な協働 (zusammenarbeiten) 関係の形成 (19条c)，生徒の観察・評価の記録の作成に際して Lehrer, Erzieher，Betreuer，上記父母・青少年組織の代表・指導部との協働義務 (20条1項)，生徒の自主活動・自由時間形成の指導にあたりピオニールグループ，FDJ グループ (学年のグループ) との協働義務，ならびにその活動に関して生ずる全ての問題に関する生徒との定期的な共同評価の実施 (19条e)，生徒の健康状態の把握・スポーツ活動の助成，ピオニール指導員・FDJ 指導部と共同しての休日形成の組織化，学校医との恒常的連携の維持 (19条f)，少くとも年3回の父母集会 (Elternabend) を開催し重要な訓育問題についての父母との協議の実施 (その際，Erzieher, Klassenpaten, Elternaktiv, Gruppenpionierleiter, FDJ-Gruppenleitung と共同する)，家庭訪問 (Elternbesuch) の実施と父母との恒常的協働の保障義務 (21条)，教育会議の前に学年の教育活動の校長への報告義務と年度末における学年の陶冶・訓育活動の分析義務 (22条2項)，などである。

以上みてきたことからもわかるように，学年単位にみてもそこには個人責任，独任制管理の原則と，集団協議・協働・参加の原則が貫かれており，学年主任は学年単位での教育活動の協業の組織者であるといってよい。

**ヘ　教育会議 (Pädagogische Rat) の地位と任務**　教育会議は「集団協議」の原則にもとづいて設置される中心的機関である。この会議は決議権を有しているが，会議の性格が「校長の協議機関」(ein beratendes Organ des Direktors) であることから，決議は校長による裁可 (Beschtätigung) を要し，また，校長の個人責任 (persönliche Verantwortung) は教育会議により消滅したり制限されたりすることはない (SchO 26条)。それだけ独任制管理機関としての校長の個人責任は重いといえる。

教育会議の構成は，教員 (Lehrer, Erzieher) の全て，父母協議会議長，Betreuer の内から学校の管理者 (Leiter der Schule) により選任されるところの熟練専門労働者・協同組合農民・技師 (Ingenieure) および Meister など，であり (27条1・2項)，そのほか特別の生産労働者・協同組合農民・知識人が教育会議の活動に参加できるようにしなければならない (sind zu beteiligen) とされている (27条3項)。

教育会議の協議事項は以下のようなものである。学校の活動計画 (Arbeitsplan) (28条1項)，授業と生活・生産の結合に関する諸問題，授業方法の完全化および労働者・農民の子弟の助成に関する諸問題 (28条2項) などである。この際，教育会議は，校長・学年主任・専科教

員・Schulhort および寄宿舎の Erzieher などに対し，Lehrpläne，陶冶訓育活動の状況，生徒の規律などについての報告を求めることができ（28条1項），また，「当該学校および他の学校における教師（Lehrer）の最善の経験を評価し，科学的論争を助成し，そのことにより構成員の責任ある活動の条件を創造」し（28条3項），更に「住民を青少年の陶冶訓育活動に関心をもたせ，学校活動の中にひきいれるため」の措置を講ずることを要求されている（28条4項）。

**(3) 学校の組織編成（その2. 学校と父母協議会）**

社会主義的学校は「国民のもっとも固有な事柄である」とする基本原則から，それにふさわしい学校と父母との関係が形成されなければならない。父母協議会（Elternbeirat）はその中心に位置する機関であるといってよい。SchG 11条4･5項，SchO 29･30条は，学校と父母との関係の基本原則を定めており，Elternbeiratsverordnung（1960. 1. 7）は父母協議会の組織・任務についての詳細な定めをなしている。

父母協議会は，就学児童・生徒の父母による選出代表機関であり（EBVO 3条1項），学校との関係では，「学校活動に参加する（an der Schularbeit teilnehmen）」権利（SchG 11条4項）と，学校と共同して「青少年の全面的な陶冶と訓育に責任を負」う機関であり（SchO 29条1項），ここから学校との「協働」・「協議」，学校活動への「援助」などの任務が出てくる（SchO 29条1･2項，EBVO 1･2条など）。父母との関係でみると，父母協議会は，学校課題や教育関係法規の実施過程で学校を援助する父母集団を組織化する任務（EBVO 4条4項，SchG 11条4項）や，父母の中で社会主義的陶冶・訓育の目的・内容について啓蒙・宣伝・協議する任務（EBVO 4条1･2項）をもつところの自主的組織である。また，青少年との関係では，ピオニール組織や FDJ などの諸活動を援助する任務をもつ機関でもある（EBVO 4条2項）。このように，青少年の社会主義的陶冶・訓育の目的の実現過程で，父母協議会を中心とする「協働」関係は，学校・父母・青少年組織・地方の国家諸機関・NFDD その他を含む広範な領域で形成され，制度化されている（地方の国家機関との協働については SchG 11条5項，NFDD との協働については父母協議会の選挙その他にみられる。後述。）

父母協議会のメンバーは，父母集会で選出され，任期は1年である（EBVO 5条1項）。選挙の実施は，Stadtkreis（市），Kreisangehörige Stadt（町），Gemeind（村）の Rat が，郡および町村の NFDD の委員会と協働して行う（地方人民議会とその機関の任務と活動方法に関する規則）。父母協議会のメンバーには，被選出メンバーのほかに，Patenbetrieb（提携企業）の代表，DFD（ドイツ民主婦人同盟）の代表，ピオニール組織 „エルンスト･テールマン“ の Freundschaftsleitung の議長或いは FDJ の Grundeinheit（学校支部）の書記長（hauptamtliche Sekretär），FDJ 郡指導部の代表，教員組合の学校代表，NFDD の当該地区委員会の代表，2カ国を使用している地域では Domowina（?）の代表，などが加わり，会議には校長も参加する（同5条3項）。父母協議会のメンバーからは，各学年に Klassenpate が配置される（5条9項）。また各学年単位に Klassenelternaktiv が複数選出され，学年単位の父母の代表機関として機能し（11条），Klassenpate がこれを指導する（13条2項）。

父母協議会は，そのメンバーの中から幹事（Vorstand）を選出し，それは議長・議長代理・書記長（Schriftführer）により構成される（5条5項）。議長は教育会議の構成員となる。幹事のほかに，父母協議会はその任務の遂行上必要な委員会（Kommissionen）を常設し，必要な場合は臨時委員会を設置する（8条）。この委員会の設置に際しては，父母協議会は，学校，NFDD，Patenbetrieb，民主的諸組織と密接に協働して設置しなければならす，父母は，学童

をもたない市民をも加えてこの委員会の中で父母協議会の活動に参加し協力する（8条）。父母協議会は，協議会の会議を定期的にかつ公開で開催し（校長および父母も開催を要求する権利をもつ），決議を発することができ，学校に対して勧告権をもつ（6条3･4項）。父母協議会は，父母の全員集会および学年集会（Klassenelternabent）を開催する（6条1項，12条3項）。

父母協議会は，教育関係法規や学校の年間活動計画にもとづいて自己の活動計画を作成する（6条2項）。父母協議会の学校援助は多岐にわたっており，それは生徒の学習成績の改善，労働者・農民の子弟の助成，総合技術授業の援助，学校の規律の改善，秩序の維持確保の援助，Schulhort や寄宿舎の活動の改善，課外活動・休日形成の援助，学校の物的条件の改善，などにわたる（4条4項）。父母協議会の委員会の活動は，授業活動，課外・校外での生徒の保護，教育実践に関する宣伝，生徒のスポーツ活動，生徒の文化活動，学校の物的・経済的・保健上の問題，などの諸領域にわたり，それぞれの領域で委員会を設置し，父母の参加を確保して，学校活動を援助する（9条）。Klassenelternaktiv（以下 KEA という）は，「学年目標の達成のために父母の協力（Mitarbeit）を組織し，学年主任と協働する」ところの学年単位の機関である（11条）。KEA は，具体的には，生徒集団の発展や規律の確保を援助し，学年主任と家庭との結合の強化を援助し，父母集会や学校行事への父母の参加を確保し，Schulhort, Arbeitsgemeinschaft（生産技術活動を含む生徒の自主的クラブ活動），学校スポーツ Gemeinschaft，生徒図書館などの活動の援助，ピオニール組織・FDJ の活動の援助，などの任務をもっている（12条）。

父母協議会は，以上の如き活動を実施するにあたり，いくつかの権利を有し，また地方の国家機関は父母協議会の活動の助成に関していくつかの義務を負っている。さきに見たように父母協議会は決議権をもち，それにもとづいて学校への勧告権をもつ。この勧告は校長の同意にもとづき拘束力をもつが，その場合父母協議会と校長との間に合意が成立しない場合は，郡学校委員会（Schulrat）に提訴し，郡学校委員会が決する（6条4･5項）。父母協議会議長の教育会議への参加権についてはふれた。父母協議会，委員会，KEA のメンバーは，校長の同意にもとづき授業を参観し，課外の行事に参加する権利をもつ（14条）。また，校長・教員は，父母協議会（委員会・KEA）のメンバーの提案・批判に対し考慮する義務をもつ（17条）。Kreisrat（郡評議会，郡の執行機関）は，郡内の父母協議会の会議を実施し，経験交流の場を保障し，父母協議会議長のスクーリング（Schulung）を定期的に開催し，校長会議への父母協議会議長の参加を保障する（16条2項）。また，県および郡の Rat は，重要な教育問題を審議する際，父母協議会（委員会・KEA）のメンバーをその協議にひきいれなければならない（16条3項）。

**(4) 学校の組織編成（その3. 学校と企業・LPG）**

1958年より1962年における学校の社会主義的変革の基本的変革原理は，学校と社会主義的生産との結合の原則であった。この原則に立って，SchG は「学校と国家機関は，青少年の養成（Ausbildung）及び社会主義的訓育の全ての問題において，ならびに休日形成の準備・実施の際には，工業・農業における社会主義的生産諸企業と密接に協働することを義務づけられる」（11条2項）と定め，更にこれら企業の具体的責任にかかわって，「人民所有企業（VEB）および農業生産協同組合（LPG）は，総合技術授業の発展に際して，なかんずく社会主義的生産の場で行われる授業の実施に際しては，学校を援助することに責任をおう」（同）と定めている。

青少年の総合技術陶冶・訓育は，学校と企業との密接な「協働」(Zusammenarbeit) のもとで実施される。そして，この「協働」の組織化過程においても，個人責任原則と協働原則が貫かれている。個人責任については，校長，企業管理者，郡評議会 (Kreisrat) がそれぞれの権限・職務の範囲で責任を負い，協働関係は，学校と VEB・LPG などとの Patenschaftsverhältnis により形成される (SchO 8条2項，Patenschaft とは子どものキリスト教的訓育に代父ないし教父が共同責任をおうことを意味する。ここでは生産授業日を企業が共同して責任を負う関係をいう)。

校長は，「生徒の総合技術陶冶・訓育に責任を負い」，「授業と生産活動との体系的・計画的結合」を「確保しなければならない」(SchO 8条1項)。ところで総合技術授業の中心科目は企業で実施される「生産授業日」(Unterrichtstag in der Produktion) であり，これは，講義を中心とする「社会主義生産入門」(Einführung in die sozialistische Produktion) と，実習科目としての Grundlehrgänge (生産実習の基礎教程) の二つで構成されており，それぞれ Lehrplan がある。したがって校長は，国民教育省作成のこの「Lehrplan に従って」(8条1項)，学校の年間活動計画を作成し，その実施を監督し，責任を負うこととなる (なお，学校における総合技術陶冶・訓育は生産授業日にのみ限定されるわけではなく，他教科および課外活動・休日形成にまでおよび，それら全体に対しても校長は責任を負うこととなる)。

企業管理者 (LPG 議長) は，企業における生産授業日の「計画的・継続的実施に責任を負う (SchO 9条1項)。その際企業管理者は，熟練労働者・Meister・Ingenieure の中から生産授業日の指導員 (Betreuer) を任命し，かつ必要な教場 (Lehrabteilung) および生産の場 (Arbeitsplätze) を設置し，教材・教具・生産装置・設備などを確保しなければならない (9条1・2項)。このほか企業管理者は，学校が必要とする総合技術関係施設・設備・スポーツ関係設備・Schulhort・寄宿舎の設備などに関しても，その設置を援助する義務を負い，更に，生徒の課外活動としての Arbeitsgemeinschaft の活動に人的・物的援助を与えなければならない (9条3項)。なお企業管理者の義務については，企業における団体協約の中でとりあげられるよう定められている (9条4項)。

郡評議会は，VEB，LPG などの連合を組織し，生産授業日の諸施設の充実に責任を負い (SchO 10条1項)，郡評議会の補助機関である全ての Fachorgane の協働と関係諸企業・諸施設の援助を通して総合技術陶冶の強化に責任を負う (「郡人民議会とその機関の任務と活動方法に関する規則」III の K の3)。

以上の関係諸機関の「個人責任」は，「協働」原則に立脚しなければならない。協働原則の実現機関としては，企業および県・郡評議会におかれる総合技術協議会 (polytechnische Beirat) がその中心に位置づく。企業付設の総合技術協議会は，生産授業日 (「基礎教程」) の「計画・実施・監督について協議し」，「Betreuer の選出・資質の向上，教師の総合技術的能力の向上に協力し (mitwirken)」，「社会主義生産入門」科の物的諸条件を確保するなどの任務をもつ (SchO 11条2項)。この総合技術協議会の構成は，企業の管理部門の代表，企業労働組合執行部の代表，FDJ の代表，熟練労働者，Meister, Ingenieure，企業医，企業の職業学校の Lehrmeister および教師，学校の教師 (基礎教程の担当教師)，父母協議会の代表，などによる (11条3項)。県および郡の評議会に付設される総合技術協議会の構成は，企業付設のそれと同様であり，「企業間，総合技術協議会間の経験交流」の組織化の任務をもつ (11条5項)。

### (5) 学校の教育課程

学校の教育課程の内容についてではなく，教育課程管理の概容についてふれる。SchO 第1条は，「国民教育省，県，郡の学校委員会 (Schulrat) 及び校長ないし分校主事は，学校における活動の合計画性 (Planmäßigkeit)，継続性 (Stetigkeit)，秩序 (Ordnung) に対し，全面的な (voll) 責任を負う」と定め，学校教育活動の責任 (行政) 機関として，校長および県・郡の学校委員会および人民教育省をあげている。学校の教育課程管理に対しても，この行政原則は適用される。

「(学校の) 授業は，国家の教授プラン (Lehrpläne) と時間表 (Stundentafel) にもとづいて行われる」(SchO 1条2項)。これに対し教員は，「教授プランに確定されている陶冶・訓育課題 (Aufgaben) を良心的に充足することにより，全ての生徒が学年・学校の目的を達成できるような前提条件をつくり出すことに責任を負う」(同)，或いは，教員は「国家の教授プラン，社会主義的教育学者のすぐれた認識，他の諸科学・技術ならびに民族のすぐれた文化的遺産を基礎とし，かつ労働と密接に結合して，その授業を形成する義務を負う」(AOVB 2条2項a) と定められている。したがって，国の教授プラン・時間表は，学校の教育活動および教師の教育実践を基本的に拘束しており，これが教育課程管理の原則のひとつとなっている。

学校は，以上の原則にもとづいて，年間活動計画 (Jahresarbeitsplan)，学年主任計画 (Pläne der Klassenleiter)，教師の単元分割計画 (Stoffverleihungspläne der Lehrer)，Schulhort および寄宿舎の活動計画 (Pläne der Leiter und Erzieher in Schulhorten und Internaten)，時間計画 (Stundenplan) などの諸計画を作成する (SchO 2条1項，3条1項)。年間活動計画は，その年度の「陶冶・訓育活動の主要課題とその解決方法ならびに物的条件に関する課題」を定めたものであり (SchO 2条1項a)，他の諸計画の立案の基礎をなし，「労働組合グループ (Gewerkschaftsgruppe) との協働で作成され，教員会議において協議されなければならない」(2条2項)。学年主任計画は，学年単位で定められ，「生徒の体系的陶冶・訓育過程を定め」，すべての生徒の「全面的発達」「目標の達成」「労働者・農民の子弟の特別の助成」などの保障措置を定めたものであり (2条1項b)，学年主任により作成され (22条1項)，校長の裁可を必要とする (2条2項)。学年主任は計画立案の際に，Schulhort や寄宿舎およびピオニール組織・FDJ グループの活動計画との調整を考慮しなければならない (22条1項)。教師の作成する単元分割計画は，「各教科 (Fach) での精密な単元の分割と授業の方法的形成についての言及を含むもの」(2条1項c) であり，校長の裁可を必要とする。Schulhort と寄宿舎の活動計画は，そこでの「生徒の学習活動の援助措置および自由時間形成の確定」を含むもので (2条1項d)，1～4学年，5～8学年，9～10学年，の各段階に分けて作成され (5条1・2項)，これも校長の裁可を必要とする (2条2項)。時間計画は，各学年単位に作成され，教育会議および父母協議会で協議した上で，校長により郡学校委員会に提出される (3条5項)。課外の生徒の自主活動は，授業終了後の2時間が当てられ，Arbeitsgemeinschaften (各種のクラブ・サークル活動)，Kurse (講習・講座？)，Schulsportsgemeinschaften (スポーツクラブ) などの活動を展開し，その活動に際して，ピオニール組織や FDJ との協定が必要な場合には校長がそれにあたることとされている (6条1～3項)。

以上が，教育課程管理に関する SchO 上の規定である。特徴的なのは，学校の教育活動に関する基本計画である年間活動計画の作成に学校の教育組合グループが参加し，かつ教育会議(既述したようにこの会議の構成メンバーには父母協議会議長，企業・LPG の代表も入ってい

る）の協議を経て作成されることとなっている点である。これは憲法上の基本権であるところの Mitgestaltung の権利の一つのあらわれといってよい。明確な規定はないが，その他の諸計画の作成にも，「集団協議」，「協働」原則が適用されるとみてよい。

ところで問題は，国の Lehrplan に対し教員がどのように関与できるのか，という点である。この点については AOVB（「教員の権利・義務に関する政令」）に定めがある。その2条6項 c は，教員の権利のひとつとして次の如く定めている。「（教員は）わが労働者・農民国家の学校政策・教育立法・社会主義的教育学の発展に，公開討論・審議・教育会議（Konferenz），議会（Kongressen）などへの参加を通して，寄与する権利をもつ。また，本質的な批判や改善の提案により，教授プラン・教科書・教授手段・学校建築などの形成や，国民教育機関および施設の管理活動や活動方法の改善に参加（mitwirken）する権利をもつ」と。ここに明らかなように，教師は多様な方法で，教授プラン・教科書の「形成」に「参加する権利」を有しており，その意味では国の作成する教授プランに対し従属的な地位にあるわけではない。教授プランの基本的拘束性と教授プランの共同作成権の保障という基本的サイクルの中で学校及び教師の教育活動は展開しているといってよい。

**(6) 教員の地位と権利**

オーベルシューレの教員（Lehrer, Erzieher）の任務（Aufgabe）・責任（Verantwortung）・義務（Pflicht）・権利（Recht）・地位（Stellung）などについては，SchG（第3章第9条），SchO（第5章第23・24条，第6章第25条）および AOVB が定めている。

**イ 教員の任務** 以上の3つの法令から教師の任務に関する規定をひろうと以下のとおりである。「教師は，労働者階級と密接に結びついて，青少年を社会主義の精神で訓育し，社会主義における生活の準備をなさしめ，青少年自らが不断に自己の政治的・専門的再陶冶に努力するようにする名誉ある任務を負っている」（SchG 9条1項），「教師は，自らに託された生徒を社会主義的に陶冶・訓育し，彼らの模範になるという責任ある任務をもつ」（SchO 23条1項），「教員（Lehrkräfte, Erzieher, Leiter）の最重要の社会的任務は，質の高い社会主義的陶冶・訓育活動を遂行し，管理し，保証することにあり，そのことにより子ども・青少年……の精神的・身体的能力を全面的に発展させ，国民および民族の福祉に寄与することにある」（AOVB 2条1項）。これらの規定より明らかなように，教員の任務は，青少年の社会主義的人格の形成にあり，従来の「反ファシズム・民主主義・平和」を基本原理とする人格の形成から一歩前進し，社会主義社会の形成者としての青少年の陶冶・訓育をその中心的任務としており，この点でそれ以前の教師に託された任務との本質的相違をなしている。

**ロ 教員の義務** 以上の任務を遂行する上で，教師には以下の如き具体的な義務が課せられている。これを AOVB に定められている教員の義務規定との関連でみると，次のようになる。(a) 陶冶・訓育活動との関係でみると，「（教員は）陶冶・訓育活動を，社会的実践なかんずく生産労働および社会主義の勝利をめざす勤労者の闘争と密接に結合し，生徒をして労働，労働する人間および祖国への愛情を育てるように訓育すること」（2条2項 b），「国家の教授プラン，社会主義的教育学者のすぐれた認識，他の諸科学・技術ならびに民族のすぐれた文化遺産にもとづいて，かつ労働と密接に結合して，授業を形成すること」（同 c），「青少年が，社会主義的共同生活（Gemeinschaftsleben）の形式・方法を獲得し，人間相互間の社会主義的諸関係の発展に参加し，教員自らの労働・社会的態度の中で子どもたちに社会主義的モラルの規律保持の模範を与えることとなるように，自らの陶冶・訓育活動を形成すること」（同 d）などで

あり，(b)生徒との直接的関係では，「FDJ，ピオニール組織 „エルンスト・テールマン“ を支援し，学校政策上ないしは教育実践上の任務を遂行していく際に彼らと密接に協働すること」(同 f)。(c)企業との関係では，「生徒の訓育に際して，企業労働者・生産協同組合農民と密接に協働し，また総合技術陶冶に際しては，最新の技術および企業に適用された革新者方法 (Neuererermethoden) に立脚すること」(同 e)，(d)父母との関係では，「両親との，特に父母協議会，学年父母アクティフとの密接な協働を推進し，彼らの活動を援助し，訓育活動の改善のための彼らの指摘を考慮すること」(同 g)，(e)地方人民議会とその機関との関係では，「要請にもとづいて地方人民議会とその機関の前で，自らの活動についての報告をなし (Rechenschaft ablegen) かつ常設委員会とそのアクティフと密接に協働すること，(f)教師自らの自己陶冶との関係では，「マルクス・レーニン主義，専門科学の学習を通して，また，課程 (Lehrgängen)，講習 (Kursen)，講演 (Vorträgen)，大学の聴講 (Hospitationen) などに体系的・目的志向的に参加することにより，自己の再陶冶をはかること」(同 a) などとなる。このうち，(a)および(f)は，教員の任務から必然的に出てくる義務ということができ，(b)～(e)は，学校教育が国民の「固有の事柄」であるという原則から出てくるところの義務規定であるといえよう。

**ハ　教員の権利**　同様に AOVB に規定されている教員の権利についてみると以下のとおりである。(a)教育活動との関係では，「社会主義的陶冶・訓育活動の問題 (Fragen) について，自らの経験・認識を口頭・文書で宣伝すること，公開討論・協議・教育会議 (pädagogische Konferenzen)，議会 (Kongresse) などへの参加を通して，わが労働者・農民国家の学校政策や教育方法，社会主義的教育学の発展に寄与すること，本質的批判や改善の提案を通して，教授プラン・教科書・教授手段の形成や学校建築に，更に国民教育機関・施設の管理活動や活動方法の改善に参加 (mitwirken) すること」(2 条 6 項 c)，(b)自己の再陶冶については，「自らの政治的，教育実践・方法上での，更に専門的な再陶冶 (Weiterbildung) に関して，権限ある国家機関・経済諸機関と資格向上協定 (Qualifizierungsvereinbarungen) を結ぶこと，課程・講習・再陶冶会議 (Weiterbildungstagungen)，通信教育 (Fernstadium) に参加すること，ならびに専門科学上の研究出張 (Exkursion) を企画すること」(同 e)，および「国や社会的諸組織のクラブハウス (Klubhäusern)，教師・知識人のクラブハウス，他の文化諸施設の中で，国や教育組合の援助をえて，ゆたかな文化的・精神的生活を発展させること」(同 f)，(c)国や地方の国家機関との関係では，「地方議会とその機関，とくに常設委員会とその活動に参加 (mitwirken) すること」(同 b，なお教員の被選挙権は否定されていない)，「集団で (in Kollektiv)，国の管理者 (staatlicher Leiter) の弁明を要求し (entgegennehmen)，社会的監督 (gesellschaftliche Kontrolle) に参加すること」(同 d)，などである。このような規定から明らかなように，教員は自らの実践を基礎に教育内容の形成を中心として国の教育政策に広く参加する権利を有しており，中央・地方を通じての政治・行政過程に参加し，それらをコントロールする権利を保有している。教員の自己の再陶冶の権利を含めて，これらの権利は，教員が自らの義務の遂行に十全に責任を負いうるシステムをいかに形成しうるか，ということと不可分の関係で確認されている権利であるといってよい。

**ニ　教員の任命・懲戒**　教員の任命権者は，Kreis および Stadkreis の評議会であり (Verordnung über Einstellungen, Versetzungen und Entlassungen von Lehrern und Erziehern in den Einrichtungen der Volksbildung. GBl. Teil I, Jg. 1957, S. 489. 第 1 条)，個別の労働契約 (Arbeitsvertrag) により任命される (AOVB 3 条 1 項)。教員養成施設の卒業

者は，その採用区域における県の評議会の同意により採用されることとなる（5条1項）。

教員の懲戒には，校長による訓告（Mißbilligung）および懲戒権者による戒告（Verweis），より重い戒告（strenger Verweis），無期限の免職（fristlose Entlassung），校長のばあいの降職（Abberufung）などがある（AOVB 16条3項）。訓告のばあい，校長は教員組合学校支部の意向を聴取しなければならない（15条2項）。訓告に対する抗告（Beschwerde）は，14日以内に懲戒権者（Kreis および Stadtkreis の Rat）に提出し，組合執行部の意向を聴取の上，最終的に決定する（15条3項）。また，訓告は，6カ月以内に校長により取り消すことができる（勤務成績良好と認めたばあい，15条1項）。他の懲戒は，校長により懲戒権者に具申される（16条1項）。違反者は，その際聴聞の機会を与えられ，かつ組合執行部に対しても聴聞の機会が付与される（16条2･5項）。懲戒処分の決定に際しては「全ての状況の全体が考慮されなければならず」（16条7項），「懲戒手続は，社会主義的教育と社会主義的意識の発展に貢献するものでなければならない」（16条4項）。懲戒権者は，戒告のばあいは Rat の議長の委任にもとづき Schulrat が，より重い戒告のばあいは Rat の議長が，無期限の免職のばあいは Rat じたいが，校長の降職のばあいは議会（Kreis および Stadtkreis）があたる（17条1項）。懲戒罰に対して，被処分者は抗告（Einspruch）を2週間以内に紛争委員会（Konfliktkommission）に提訴できる（18条1項）。抗告に当り被処分者は，処分事由を文書で請求できる（18条2項）が，抗告により処分の延期はできない（18条3項）。

**(7) 学校と地方国家機関**

1961年3月に国家評議会は，「地方人民議会とその機関の任務と活動方法に関する規則」を制定した。この規則は，Bezirk, Kreis, Stadtkreis, Kreisangehörige Stadt, Gemeinde の各地方団体毎の独立した規則として制定されたものであり，それぞれに学校と地方の国家機関との関係，地方諸機関の教育事務の内容などについて定められている。

**イ 国家機構の社会的編成の基本原則** 上記の規則は，国家権力の地方諸機関の任務（事務配分）を主要に定めたものであり，移行期の最後の段階における地方制度を体系的に定めたものといえるが，これに先き立ってすでに1958年前後より，国家権力内部の中央と地方の関係を規律する法令が制定されてきていた。(a)「国家権力の地方機関に関する法律」(1957)，(b)「地方人民議会に対する人民議会の権利と義務に関する法律」(1957)，(c)「DDR における国家機構の活動の完全化と簡素化に関する法律」(1958)，(d)「県評議会に経済評議会を設置する政令および郡評議会付設計画委員会の任務と構造に関する政令」(1958)，(e)「閣僚会議による地方評議会の管理に関する規則についての決議」(1958)，(f)「ラント議会廃止法」(1958)，(g)「閣僚会議法」(1958)，(h)「国家評議会設置法」(1960) などがそれである。

これらの関連法の意図は，地方の国家諸機関（地方人民議会と評議会を中心とする）への住民の参加の拡大，国家機構の中での地方諸機関のイニシアティブの強化と責任の増大，とを中心原理として国家機構全体の社会主義的編成を実現するところにあった。「DDR における社会主義の一層の建設は，地方人民議会のイニシアティブのより強力な発展を必要としている」（上記 b の前文），「これらの法律（a, b, c—筆者註）は，社会主義的民主主義の一層の発展の基礎をなす。これらの法律は，勤労者の国家・経済の管理への意識的で直接的参加を保障した」（f の前文），「国家機構の活動の完全化と簡素化により，厳密な中央の計画と管理および勤労者の国家・経済の管理への最大限の参加との統一が一層徹底的に実現されねばならない」(c)，「(b, c の法律にもとづいて) 閣僚会議は民主集中制の原則を全国家活動の中で貫き，……厳密

な計画と管理との統一的実現を強化し，勤労者の国家・経済の管理への最大限の参加を強化する」(g)，「労働組合，他の大衆諸組織，NFDD の委員会に対して，(国家的地方的レベルで) 計画の準備・実施に際して，一層強力に参加できるところの大きな可能性が付与されなければならない」，「地方人民議会とその評議会とが，その管轄区域における社会主義建設の管理に対し，高度の責任に従事できるようなよりよい条件が創出されなければならない」，「全国家機構において，管理至上主義的方法 (Methoden des Nur-Administrierens) や，所管にこだわる活動方法 (Methoden der ressortmäßigen Arbeit) が除去されることが重要であり，国家の活動が労働の場での創造的人間のかたい結合に立脚するようにならなければならない」(以上 c 前文)。

これらの諸法律がそれぞれの前文等で確認しているところの国家機構の社会主義的編成の基本原則について，特に c の「国家機構の活動の完全化と簡素化に関する法律」は，その第 2 条で，国家機構の管理活動の改善に関する 6 原則を明らかにした。それは，(1)「全国家機関の活動，特に国民経済の計画と管理に対して，民主集中制の原則が適用される」，(2)「生産・経済の管理における勤労者の意識的・創造的参加 (Mitwirkung) の権利が確保される。計画の作成，経済の管理を通して，労働組合との密接な協議が導入されなければならない」，(3)「国家行政の中央機関は，その活動を基本問題の決定に集中し，その実施の監督を確保する」(4)「国家権力の地方機関に関する法律 (1957. 1. 17) に従って，これらの機関にはその管轄区における国家的・経済的課題に対する完全な責任が委託される」，(5)「工業・農業・建設業の企業の作戦的管理は，その生産点により近く移されねばならない。企業の作戦上および経済上の自立性は，国家計画の範囲内で強化されねばならない。工場長の固有責任は高められねばならない」，(6)「研究・教授 (Lehre) における科学的活動は，社会主義建設の実践とより密接に結合されねばならない。」などである。ここでは，中央機関は基本的問題の決定監督に集中し，その他の国家的・経済的課題の計画・管理は可能な限り地方諸機関・企業の生産点に移し，地方の責任を明確化し，かつ責任を地方諸機関に分散する，というかたちで民主集中制の原則が適用されていることがわかる。1961 年の「地方人民議会とその機関の任務と活動方法に関する規則」は，以上の経過と諸原則にもとづいて制定されたものである。

**ロ　地方の国家機関別にみた教育事務配分**　ここでは地方の国家機関がそれぞれ学校教育 (オーベルシューレに限定) に対しいかなる任務 (事務配分) を有しているかをみる。これについて規定しているのが，上記の「地方人民議会とその機関の任務と活動方法に関する規則」であり，これは，Bezirk (県)，Kreis (郡)，Stadtkreis (市)，Kreisangehörige Stadt (町)，Gemeinde (村) 毎に独立した規則の形態をとっている。これら諸団体ごとにその教育事務の配分をみたのが次頁の表である。

この表の個別の説明は省き，特徴的な点にふれる。(1) 学校の主要な管理機関は郡および市の国家機関である。これらの機関は，SchG, SchO の実施の権限を有し，学校の教育活動の指導・監督権をもち，人事の主要な権限を有し，就学義務の監督権を有している。(2) これに対し，県は，郡および市の学校管理権の行使に対する指導監督権をもち (SchG, SchO の実施，および学校教育活動の指導・監督などに関して)，そのほかは，郡・市の活動に対する援助・助成・調整・指導・交流などの権限となっている。(3) 末端地方団体としての町・村の権限は，二つにわかれ，ひとつは郡・市の学校管理活動に対する援助，協力・助成であり，その意味では郡・市の学校管理活動に対し協働の構成員として参加するという性格が強いといってよい。他

| | Bezirk (県) | Kreis (郡) |
|---|---|---|
| | SchG, SchO の実施の監督 | SchG, SchO の実施 |
| 陶冶・訓育活動 | 郡及び市における陶冶・訓育活動の管理の指導・監督 | 陶冶・訓育活動の指導・監督 |
| | 総合技術陶冶・訓育の助成活動の調整 | 総合技術陶冶，拡大オーベルシューレの職業的基礎養成の強化のための全専門機関の協働とすべての企業及び施設の援助（この際，議会・評議会付設の，ないし企業・陶冶施設付設の委員会ならびに協議会 (Beirate) に依拠する） |
| | | 教育実践の改善の際の Lehrer, Erzieher に対する援助 |
| | 陶冶・訓育活動の問題に関する調査 | 同　　左 |
| | | 校長及び施設長に対する指導 |
| 学校と他組織との協働 | 学校と企業・科学研究所・父母協議会・ピオニール組織・FDJ などの大衆組織との間の協働の助成ならびに経験交流の助成 | 学校と同左諸組織との間の協働の実現と経験交流の組織化 |
| | 教師 (Lehrer Erzieher) と教育科学者との協働に対する援助 | 同　　左 |
| 教員の人事その他 | 教員 (Lehrer Erzieher) 後継者の募集の指導 | 教員後継者の募集 |
| | 教員養成施設の卒業者の郡・市への割りふりに対する指導 | 教員養成施設卒業生の配置 (Einsatz) |
| | 教育知識人の助成・権利に関する規定の実施の援助・監督 | 同左規定の実施 |
| | | 全教員の体系的な能力向上 |
| | | 就学義務の監督（厳守 Einhaltung) |
| | (国民教育の課題解決のための) 物的諸条件の確保の援助 | 同　　左 |
| 父母協議会 | 父母協議会選挙の準備・実施の指導 (NFDD 県委員会と協働して) | 同　　左 (NFDD 郡委員会と協働して) |
| | | |
| 校外青少年活動 | 校外訓育活動の援助・監督 | 校外訓育施設の活動の管理・監督 |
| | 休暇形成 (Feriengestaltung) の実施の指導 | 休暇形成の実施と郡にある関係施設の監督 |
| | | |

| Stadtkreis (市) | Kreisangehörige Stadt (町) | Gemeind (村) |
|---|---|---|
| 同　左 | SchG, SchO の実施の援助 | 同　左 |
| 同　左 | 陶冶・訓育活動の改善の協力<br>(校長，施設長は陶冶・訓育活動の状況について議会及び評議会に報告義務あり) | 陶治訓育活動の援助<br>(同　左) |
| 同　左 | 総合技術授業の改善，生産授業日の適法的実施の援助 | 生産授業日の適法的実施の援助 |
| 同　左 | 妨害のない授業及び身体訓育の確保に対する援助 | 同　左<br>学校の年間活動計画の協議及びその実施の際の協力 |
| 同　左 | | |
| 同　左 | | |
| 同　左 | 学校と企業・父母協議会・ピオニール組織・FDJ などの大衆組織との間の協働の助成ならびに経験交流の助成 | な　し |
| 同　左 | | |
| 同　左 | 教員後継者の募集への協力 | な　し |
| 同　左 | 校長・教員の国民教育施設への配置 (Besetzung), 転任，解雇の際の協力<br>(校長・施設長はその着任前に，議会に，教員は Rat に紹介される) | 同　左<br>(施設長，教員は議会に紹介される) |
| 同　左 | | |
| 同　左 | 校長・教員の表彰の際の協力<br>教育知識人の住宅の用意 | 同　左<br>同　左 |
| 同　左 | 就学義務の監督への援助 | 同　左 |
| 物的諸条件の確保 | (学校政策課題解決のための) 物的諸条件の確保 | 同　左 |
| 父母協議会選挙の準備・実施 (同左) | 父母協議会選挙の準備と実施<br>(NFDD 地方委員会と協働して) | 同　左 |
| | 父母協議会活動の援助 | 同　左 |
| 同　左 | | |
| 休暇形成の実施と市にある関係施設の監督 | 休暇形成の準備と実施<br>(休暇委員会，父母協議会その他組織と協働して) | 同　左 |
| | ピオニール組織，FDJ の活動の援助 | 同　左 |

のひとつは，父母協議会の選挙，学校の物的諸条件の確保，休暇形成の実施，などにみられるように，これらの任務に関してはその実施主体として位置づけられており，逆に県・郡がこれらの活動の援助・指導・監督にあたるという形になっている。なお，郡・市の機関は，(1)でみた諸権限のほかに，学校と諸機関・諸組織（郡・市の議会付設委員会，評議会の補助機関としての Fachorgan，協議会，企業，校外訓育諸施設，科学研究施設，父母協議会，青少年組織など）との協働活動の組織化，経験交流や，教員の再教育・研修の実施，校長・教員への指導(Anleitung) などに関する任務をもっている。

**ハ　郡の国家機関（郡人民議会）**　以上みてきたように，学校管理機関の中で郡および市のそれの比重が大きいので，ここでは小論のテーマとははなれるが，郡の国家機関の組織・権限・任務などについて最後に言及しておく（市もほぼ郡と同様であるので郡に限定する)。

郡の国家機関は，郡議会 (Kreistag) とその執行機関としての評議会 (Rat) とによりなっている。郡議会は，「民主的な選挙により選出され」(「郡議会およびその機関の任務と活動方法に関する規則」Ⅰの1) たところの住民代表機関 (Volksvertretung) であり，その地域内の「国家権力の最高機関」(Ⅰの5) である。郡議会は，「法律及び人民議会の決議，国家評議会の発布する Erlasse 及び決議，閣僚会議の Verordnung (政令) 及び決議，県議会の決議などの執行，ならびに特に国民経済計画の執行に責任を負う」(Ⅰの1) とされ，かつ「郡の展望計画 (Perspektivplan)，年次経済計画，予算計画の作成・決定・執行，社会主義的生活の発展，公の秩序の維持，社会的所有の発展の保護，市民の権利の保障」は，「郡議会の責任」とされている (Ⅰの1)。

郡議会は，これらの任務の遂行にあたっては，「市民とくに社会主義的ブリガード (作業班) の勤労者のイニシアティブと協力 (Mitarbeit) の開放，ならびに社会主義的協業 (Gemeinschaftsarbeit) の他の諸形態をとおして」，また「町議会，村議会，企業，諸施設 (学校はこの中にはいる—筆者註)，および郡の全ての住民の積極的参加 (Mitwirkung) に依拠」(Ⅰの2) してその遂行にあたらなければならない。また，諸計画の作成にあたっては，「町・村の国家権力機関や，郡内の中央・県の所管企業・施設などと調整しつつその計画を作成し」(Ⅰの2)，計画の実施にあたっては，「労働者階級の政党の指導や NFDD との密接な協働 (Zusammenarbeit) により，勤労者の行動性・創造力を発展」(Ⅰの3) させることによりその実現を確保しなければならない。

郡議会は，上級国家機関の法令・決議や国・県作成の基本計画の実施にあたり，自ら決議を制定することができ (Ⅰの7)，かつ計画を作成しなければならないが，このような郡における政策決定過程に対しては，以下のような具体的な措置をとらねばならない。「郡の発展に関する基本課題」に関して「NFDD の郡委員会との共同会議 (gemeinsame Tagungen)」を開催すること (Ⅱの2)，「社会主義的ブリガードや Arbeitsgemeinschaft」の如き社会主義的生産諸組織の労働者，「Arbeiterforscher, Bauernforscher, Neuerer」など生産技術・組織の実践的研究者・改革者，「Ingenieure, Techniker, 科学者，医者」などの科学・技術者，「教育者 (教師を含む)，芸術家」その他手工業生産協同組合員などを，適宜議会に招請し，彼らのもつ経験・研究成果，専門鑑定 (Gutachten)，見解 (Auffassung)」を聴取し，それらに依拠して「国家的管理活動の改善のための最善の経験を一般化」すること (Ⅱの3)，「重要な決議案は，議会での審議の前に住民の協議に付し」，「NFDD，FDGB (自由ドイツ労働組合連合)，FDJ その他の大衆組織と密接に協働して，集会・新聞・その他の形態で住民の討議に付し」，そこ

からの「提案 (Vorschläge), 発議 (Anregungen) を利用し尽くす」こと (II の 5), 議案の作成者 (評議会, 議会委員会, 議員など) は, その作成にあたり「定評のある実践家 (Praktiker), 科学者, 専門家, 評議会所属の専門機関の職員 (Fachorgan は評議会の補助機関であり, たとえば国民教育課 Abteilung Volksbildung もこれに入る—筆者註), 評議会付設の協議会 (Beiräte, 既述の総合技術協議会などもこれに入る—筆者註), などの経験や参加 (Mitwirkung) に依拠」すること (II の 5), などである。

以上からわかるように, 郡議会は上級国家機関の法令および決議の実施に責任を負う機関であり, その意味では「労働者・農民国家権力の統一的システム」(同前文) の構成部分として位置づいているのであり, 分権化された国家機関の一部をなす機関ではない。しかし, 郡議会は同時にこれらの法令・決議にもとづきつつ, その実施に関する意思形成を独自に決定する権限を有するところの郡内の最高国家機関であり, その意思形成過程には広範な住民・勤労者・諸団体・諸組織が参加し, 協働し, それらのイニシアティブ, 創造性に依拠してその独自の政策を形成するわけであり, 憲法上の基本権である共同形成権・共同決定権が具体的制度として保障されているのである。また上級国家機関の法令・決議も同様に共同形成権・共同決定権に依拠してきめられるのであり, また下級国家機関の意思が反映されるシステムがとられているのであり, その意味では上級国家機関の法令・決議に対して単なる従属関係に位置しているわけではない。ここに国家機構の編成上の民主集中原則の適用をみい出すことができる。

**ニ　郡の国家機関 (郡の Rat および Fachorgan について)**　郡の評議会 (Rat) は, 郡議会によりその議員の中から選出されるところの執行機関であり,「その全活動にわたり, 郡議会に責任を負い, 報告義務を負っている」(III–A の 1)。評議会は, 上級国家機関の法令・決議, 各省の省令 (Anordnung) および施行規則 (Durchführungsbestimmungen), 県議会及び県評議会の決議, 郡議会の決議の「執行を組織化」するところの機関であり, 下級の町・村の評議会に対しては「指導・監督に責任を負い」, その「管理活動の改善を援助し, 課題の実現に際してはそのイニシアティブの発展を助成する」任務を負っている (III–A の 1)。評議会はその任務の執行にあたり決議を制定することができる (III–A の 4)。

評議会の下には, 評議会の各構成員 (約 20 人) の責任領域毎に専門機関 (Fachorgan) が設置され, それぞれの事務の執行にあたる。専門機関の長 (Leiter) は, 議会の同意のもとに評議会が任命し (III–C の 2), 関係評議会委員による指導と指示を与えられる。評議会委員は, それぞれの所管企業・施設の長に対して指示権をもつ (sind weisungsberechtigt, III–C の 1)。専門機関は,「郡所管の企業・施設に対し, 科学の最新の認識および最善の経験を……提供し」, 専門機関の長は,「所管施設の長に指示権をもつ」(III–C の 3 の c)。なお, オーベルシューレ関係の評議会委員は Schulrat であり, 専門機関は国民学校課 (Abteilung Volksbildung) である。

郡の執行機関の組織の大要は以上の如くであるが, これら諸機関による事務の執行においても,「住民のイニシアティブはいっそう開放されなければならない」(II–9) とされている。「郡議会の議員および評議会の委員は, その決議を町・村の議会に対し説明し, これらの機関が決議 (郡の) を創造的にかつ固有責任をもって (eigenverantwortlich) 実施するように援助する」(II–9 の b),「郡議会の議員及び評議会の委員は, NFDD, FDGB, FDJ その他の大衆諸組織と密接に協働し, 住民を決議の実施にひき入れるため, 企業・施設・居住区で, 全ての重要な決議を説明する」(II–9 の c),「評議会は, 議会の議員がその活動をするにあたり, また選挙民に

報告を行う際に，必要な資料・情報を提供し，かつ，社会的諸組織とくに NFDD, FDGB, FDJ, 町・村の議員などの協働を組織化する」(II-9 の c),「評議会は，企業間・施設間における社会主義的競争 (Wettbewerbe), 経験交流，実績の比較などを援助し，また町・村の間の経験交流・実績の比較などを組織化する」(II-9 の e),「決議の実施過程においては，住民による全面的監督 (Massenkontrolle) を組織化する」(II-9 のg),「議員・評議会委員，専門機関の職員は，企業・施設・居住区で報告を行い，住民各層との討論を組織化する」(II-9 の i),「評議会の委員は，住民の提案，指摘，苦情 (Beschwerden) などを，管理活動の改善のために利用し尽くすこと」(III-c の 1), などの諸規程は，行政事務の執行過程において，所管の企業・施設や下級の国家機関，大衆団体・組織・居住区の住民の協働・イニシアティブ・創造性などがいかに重視されているかを示すものであり，„plane mit, arbeite mit, regiere mit!“ の原則が地方の政治的・行政的過程においても中心的原則となっていることを知る。

なお，郡議会は町・村の議会に対し，郡評議会は町・村の評議会に対して，指導・監督責任を負っているので，この点についてふれる。郡評議会による町・村議会の指導・監督関係は，以下の方法で行われる (I-8)。(1) 決議の制定，(2) 町・村議会の決議の実施状況・管理活動の発展についての報告を求める，(3) 町・村議会，及び議会の常設委員会 (ständige Kommissionen) の相互間での経験交流の組織化，(4) 町・村議会の活動の分析にもとづいて，その活動の積極面，消極面を明らかにし，(その際，町・村議員からの批判・指摘を考慮する)，そこから郡の機関の活動の改善や，町・村議会の活動の改善についての結論をひき出すこと，などである。また，郡評議会による町・村評議会に対する指導・監督は，(1) 郡評議会の決議，ならびに町村評議会に対する報告の求め，(2) 前進的経験の交流，(3) 郡評議会と町・村評議会との共同会議，(4) 関係町・村評議会全体による協議，(5) 以上にもとづいて，郡評議会議長は，町・村評議会議長 (Bürgermeister) に対し，協議，適宜の援助，指示 (Weisungen) などの方法により指導すること，などにより行われる (III-A の 11)。なお，県議会の決議に法令違反があるばあいには人民議会がこれを取り消すことができ (「地方人民議会に対する人民議会の権利・義務に関する法律」3条3項)，地方人民議会の間で意見の相違があり上級地方人民議会がそれを解決できない場合は，人民議会内の「地方人民議会のための常設委員会」がこれを決し (同5条 a)，地方評議会の決議に法令違反がある場合で，かつ地方人民議会および評議会自身がそれを取り消さない場合は，閣僚会議がこれを取り消すことができる (「閣僚会議による地方評議会の管理に関する規則の決議」6)。また法令違反の地方人民議会の決議で，かつ地方議会自らがその取り消しをしない場合は，人民議会の決定があるまで，閣僚会議はその決議の実施を延期することができる (同 6)。